

はじめに

学生諸君へ

新入生の皆さん、富山県立大学ご入学おめでとうございます。教職員一同はもとより、先輩諸君も皆さんを歓迎し、楽しく学生生活を始められるようお手伝いします。

今、皆さんが手にしている「キャンパスガイドブック」は、本学において皆さんが有意義な学生生活を送るために必要な「お役立ち情報」を満載した冊子です。最も重要な科目履修については、「履修の手引き」と題する別冊にしております。これもキャンパスガイドブックと併せて必ず最後まで目を通し、何か分からないことや疑問に思ったことがあれば、事務局の担当職員やゼミの指導教員に尋ねて確認してください。また、「キャンパスガイドブック」や「履修の手引き」など大学生活に係わる資料や書類はひとまとめにして、いつでもすぐに、利用できるようにしておいてください。

大学生活が高校までの学校生活と最も大きく異なる点は、大学では自分で必要な情報を集め、自分で判断して、自律的に行動しなくてはならないということです。たとえば、大学では各学年、学科ごとに標準的なカリキュラムが提示されていますが、それでも自分の判断で履修するかどうかを決めなければならない科目群があります。標準的なカリキュラムをベースとして自分自身のカリキュラムを決定し、自分の勉学の内容、スケジュールを自律的に組み立てて、卒業要件を十分満たす質と量の学習を達成してください。

また、「キャンパスガイドブック」に記載された各種のルール、手続きを遵守するようにしてください。登録や提出の際には必ず期限が設定されていますので、それに遅れるといろいろな支障が生じます。自分だけでなく他人にも迷惑をかけることとなりますので、余裕をもって行動するようにしてください。大学生としてのマナーを守り、コミュニケーション力を身につけ、さわやかな挨拶のできる人になってください。学則は、本学ホームページに掲載されていますので、必要に応じて閲覧してください。

大学は勉学だけでなく、人と人の付き合いを学ぶ場でもあります。本学では教養ゼミや専門ゼミなどの少人数のグループで学習する科目があり、そのような機会に、友人を得ることができます。また、サークル活動でも多くの友人を得ることができます。学生生活ではいろいろと悩むことがあると思いますが、学生時代にこのような悩みを話し合った友人は、卒業後も未永くその友情は続きます。心の悩みについては、学生相談室の精神保健カウンセラー等、専門の相談員にいつでも気軽に相談することもできます。一人で悩んでいても解決策は見つかりにくいものです。適任と思われる人に相談して、解決策を見つけてください。

大学および各学科で学ぶことの目的、獲得すべき能力については「履修の手引き」にあります。皆さんが、これらを明確に意識して、専門的・先端的な知識だけでなく、社会に出てからも自主的に新しいことを学ぶ能力や、幅広い教養と人間社会に対する深い洞察力を身に付け、人間としての幅と厚みを増して社会に巣立つことを念願しています。

2023年4月

学生部長 岡本 啓

目 次

はじめに

I 本学の概要

1 建学の理念と目的	1
2 名称、学部、学科等	1
3 所在地	1
4 沿革	2
5 機構図	3

II 学生生活

1 授業料	4
2 入学時の諸経費（学生会費、後援会費、同窓会費、学研災等保険料）	4
3 学生証	4
4 学生への連絡	5
5 おとしもの、紛失、盗難	6
6 個人用ロッカー	7
7 学生からの相談のサポート	7
(1) 教員のサポート	7
(2) 学生相談員	8
(3) キャリアセンター	8
(4) 意見箱	9
(5) 医務室	9
(6) 事務局	9
8 自動車・オートバイ通学	10
9 スクールバス	11
10 交通事故防止	11
11 保険証の所持	11
12 たばこ	11
13 飲酒	12
14 消費生活上の注意	12
(1) 悪徳商法	12
(2) 学生ローン、クレジット	13
15 カルト団体	13
16 薬物乱用・危険ドラッグ	13
17 ソーシャルメディアについて (Facebook、LINE、Twitterなどの利用時)	14
18 感染対策等について	15
19 その他	15

III	諸証明・諸手続	
1	証明書が必要なとき	16
2	修学上の届けや願いを提出するとき	17
3	授業関係の申請や届けを提出するとき	18
4	課外活動に関する届けや願いを提出するとき	18
IV	福利厚生	
1	経済援助	
(1)	奨学金	19
(2)	授業料の免除	20
2	健康管理	
(1)	定期健康診断	21
(2)	医務室及び学校医	21
(3)	学生相談	21
(4)	本学周辺の医療機関、診療所等	22
3	学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険	
(1)	保険金が支払われる場合	23
(2)	保険金が支払われない場合	24
(3)	保険料・保険期間	24
4	富山県立大学生生活協同組合	
(1)	食堂	25
(2)	購買	25
(3)	アパート・下宿	25
(4)	アルバイト	25
V	附属施設	
1	附属図書館	26
2	キャリアセンター	27
3	地域協働スペース、地域協働支援室	27
4	情報基盤センター	27
VI	学生自治活動	
1	課外活動のルール	
(1)	課外活動団体	28
(2)	学外団体への加入等	28
(3)	学外における課外活動	28
(4)	集会、催物	28
(5)	文書等の掲示、配布等	28
(6)	施設・設備の使用	28
(参考)	課外活動団体一覧表	29

2	課外活動等共用施設等	
(1)	学生会館	29
(2)	屋外部室	29
(3)	体育館横部室	29
(4)	茶室(千瓢)	29
(5)	体育施設	29
(6)	談話・学習室	29
3	学生行事	
(1)	大学祭	30
(2)	学生球技大会	30
(3)	北陸三県大学学生交歓芸術祭	30
(4)	スキー・スノーボード講習会	30
VII	留学生のみなさんへ	
1	渡日後すぐのチェックリスト	31
2	奨学金	31
3	授業料等	31
4	住居費の補助体制	31
5	医療費の補助体制	31
6	アルバイト	31
VIII	就職	
1	将来に向けて	32
2	就職活動スケジュール	32
3	就職サポート	32
IX	学則等	33
X	学内マップ	
1	射水キャンパス施設全体図	35
2	射水キャンパス建物見取図	37
3	射水キャンパス・富山キャンパス アクセスマップ	

2023年度 学 年 暦

月	大 学 行 事 等	工 学 部	大 学 院
4	入学式 4/6(木) 新入生オリエンテーション 4/6(木)~7(金) 学生定期健康診断 4/4(火)、5(水)、7(金)	前期授業開始 4/10(月)	前期授業開始 4/10(月)
5			
6	開学記念日、学生球技大会 6/1(木)		
7	サークルリーダー研修会 7月上旬	授業又は試験又は補講 7/24(月)~8/10(木)	授業又は試験又は補講 7/24(月)~8/10(木)
8	ダ・ヴィンチ祭 8/5(土)	前期授業日程終了 8/10(木)	前期授業日程終了 8/10(木)
9		集中講義 8/21(月)~9/8(金)	
10	大学祭 10/21(土)~22(日)	後期授業開始 10/2(月)	後期授業開始 10/2(月)
11			
12			
1		授業又は試験又は補講 1/29(月)~2/9(金)	授業又は試験又は補講 1/29(月)~2/9(金)
2	スキー講習会 2月中旬~3月上旬	後期授業日程終了 2/9(金) 卒業研究発表会 2月中旬	後期授業日程終了 2/9(金) 修士論文発表会 2月中旬
3	学位記授与式・卒業式 3/16(土)		

I 本学の概要

1 建学の理念と目的

理 念 本学のあるべき姿として、以下を理念としています。

- 1 富山県の発展をめざした県民の大学
- 2 未来を志向した大学
- 3 特色ある教育をめざした大学

目 的 理念のもとに、以下を大学の目的として掲げています。

- 1 次代を担う青年の多様な個性の開発を促し、視野の広い、人間性豊かな、創造力と実践力を兼ね備えた、地域及び社会に有為な人材を育成します。
- 2 学術の中心として広く知識、技術を授け、未来を志向し、高度な専門の学芸を深く教授研究します。
- 3 学術と産業との有機的連携を進めるとともに、富山県民の本学に対する地域振興の原動力としての期待や生涯学習に対する多様な要請に応え、科学技術の新たな拠点として、学術文化の向上と産業及び医療の振興発展に寄与します。

2 名称、学部、学科等

富山県立大学

(入学定員)

工 学 部	機械システム工学科	60人	
	知能ロボット工学科	70人	
	電気電子工学科	45人	
	情報システム工学科	70人	
	環境・社会基盤工学科	55人	
	生物工学科	40人	
	医薬品工学科	35人	
看護学部	看護学 科	120人	
大学院工学研究科	博士前期課程	機械システム工学専攻	20人
		知能ロボット工学専攻	20人
		電子・情報工学専攻	27人
		環境・社会基盤工学専攻	15人
		生物・医薬品工学専攻	26人
	博士後期課程	総合工学専攻	10人
大学院看護学研究科	修士課程	看護学専攻	10人
看護学専攻科		公衆衛生看護学専攻	15人
		助産学専攻	10人

3 所在地

射水キャンパス	〒939-0398 富山県射水市黒河5180
	TEL 0766-56-7500 FAX 0766-56-6182
富山キャンパス	〒930-0975 富山県富山市西長江2丁目2番78号
	TEL 076-464-5410 FAX 076-422-6070

4 沿革

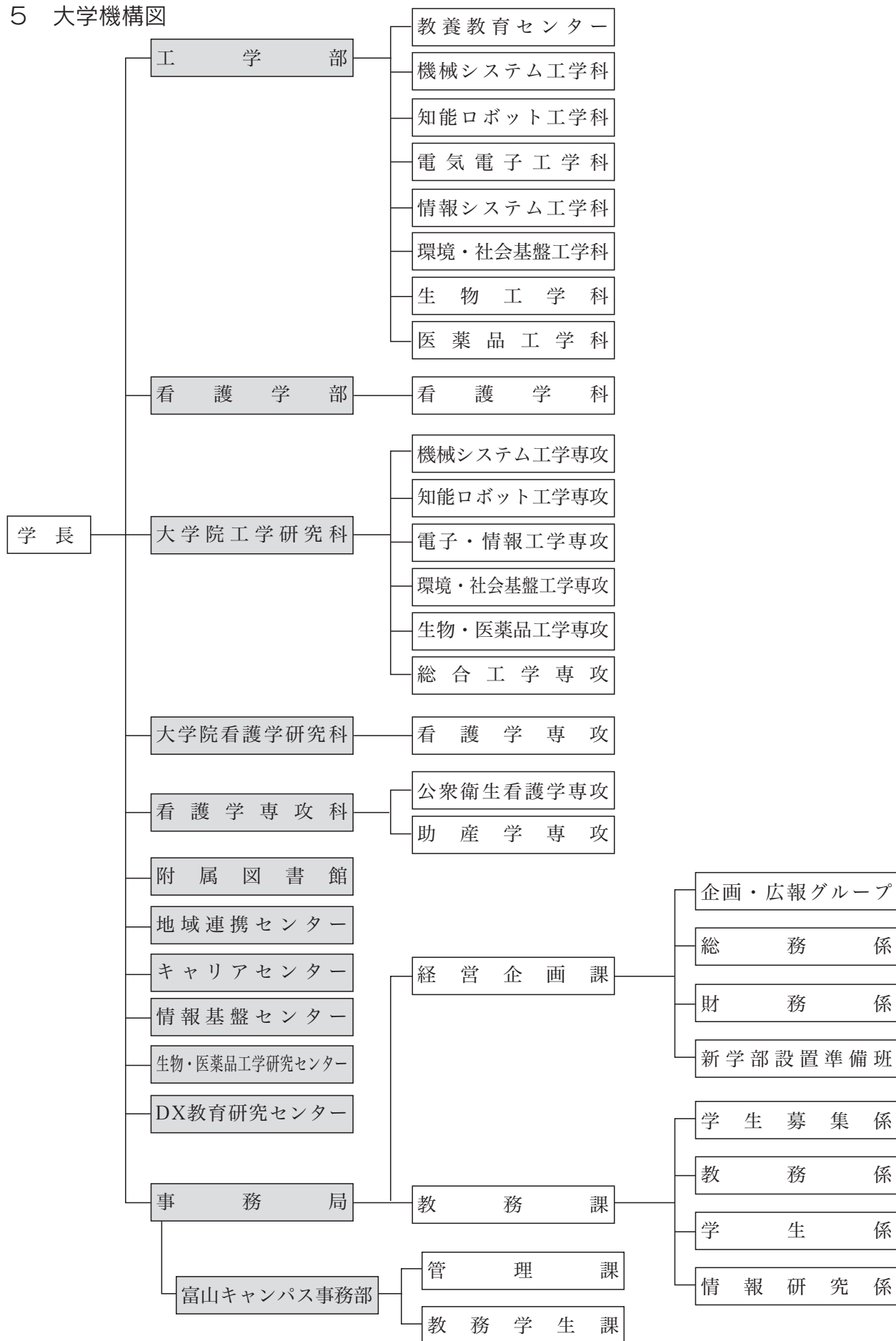
富山県立技術短期大学

- 昭和37.4.1 開学
- 45.11.1 学生会館開館
- 47.4.1 富山県立大谷技術短期大学を富山県立技術短期大学に名称変更
- 平成4.3.31 閉学

富山県立大学、同短期大学部

- 平成元.12.22 富山県立大学条例公布
- 2.4.1 開学
- 4.10.1 生物工学研究センター設置
- 6.4.1 大学院工学研究科（修士課程）開設
- 8.4.1 大学院工学研究科（博士後期課程）、
大学院工学研究科生物工学専攻（修士課程）開設
- 10.4.1 大学院工学研究科生物工学専攻（博士後期課程）、
短期大学部専攻科開設
- 15.4.1 短期大学部生物資源学科、環境システム工学科開設
- 16.3.31 短期大学部農業技術学科農業土木専攻及び環境工学科廃止
- 16.4.1 地域連携センター設置
- 16.9.30 短期大学部農業技術学科生物生産専攻廃止
- 17.4.1 短期大学部専攻科環境システム工学専攻開設
- 18.3.31 短期大学部専攻科地域環境工学専攻廃止
- 18.4.1 工学部知能デザイン工学科、情報システム工学科及び生物工学科、
大学院工学研究科知能デザイン工学専攻及び情報システム工学専攻開設
- 19.3.31 短期大学部生物資源学科廃止
- 19.4.1 キャリアセンター設置
- 20.3.31 短期大学部専攻科生物資源専攻廃止
- 21.4.1 工学部環境工学科開設
- 22.3.31 短期大学部環境システム工学科廃止
- 24.3.31 短期大学部環境システム工学専攻廃止
短期大学部閉学
- 25.4.1 大学院工学研究科環境工学専攻（修士課程）開設
- 27.4.1 公立大学法人富山県立大学設置（地方独立行政法人化）
大学院工学研究科環境工学専攻（博士後期課程）開設
- 29.4.1 工学部医薬品工学科開設
工学部情報システム工学科及び環境工学科の名称を、電子・情報工学科
及び環境・社会基盤工学科にそれぞれ変更
- 30.4.1 工学部知能デザイン工学科の名称を、知能ロボット工学科に変更
- 31.4.1 看護学部開設
教養教育センター設置
生物工学研究センターの名称を、生物・医薬品工学研究センターに変更
- 令和2.4.1 工学部電気電子工学科及び情報システム工学科開設
- 3.4.1 大学院工学研究科知能デザイン工学専攻、情報システム工学専攻、環境
工学専攻及び生物工学専攻の名称を、知能ロボット工学専攻、電子・情
報工学専攻、環境・社会基盤工学専攻及び生物・医薬品工学専攻にそれ
ぞれ変更
大学院工学研究科総合工学専攻（博士後期課程）開設
- 4.4.1 DX教育研究センター設置
- 5.4.1 大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）開設
看護学専攻科公衆衛生看護学専攻及び助産学専攻開設

5 大学機構図



II 学生生活

1 授業料

学生は、前期分を5月27日、後期分を11月27日（同日が休日等の場合は、翌日以降の銀行営業日）に口座引落としにより納付しなければなりません（新入生は、入学年度の前期分のみ指定用紙により金融機関窓口で振込み）。納付日に納付しない場合、出席停止や除籍の措置がとられることがありますので注意してください。

授業料免除に申請した場合は、免除する旨またはしない旨の決定があるまで授業料の納付が猶予されますので、上記の納付日には納付不要です。

区分	工学部	大学院	備考
学生	前・後期各	267,900円	口座引落としによる
研究生	月額	29,700円	個別案内により、入学月末に全額納付

（令和5年4月1日現在）

なお、納付が困難なときは、奨学金や授業料免除の制度があります（19、20ページ参照）。

■相談窓口 事務局教務課学生係（合同棟1F（37ページ参照））

2 入学時の諸経費（学生会費、後援会費、同窓会費、学研災等保険料）

本学には、学生自身によって組織される「学生会」があります。学生会は、球技大会、大学祭等の学内イベントの企画・運営、サークル長会の運営など、学生自治活動の中心となっています。会費として、入学時に2万円を学生会に納入してください。

また、本学の運営を支援する組織として「後援会」があります。後援会は、学生の皆さんの就職開拓や、福利厚生施設や備品の充実、サークル活動の支援などを行っています。会費は、入学時に学部生は5万円、大学院生は1万円を後援会事務局に納入してください。

卒業生等相互の親睦と本学の発展に寄与することを目的とする組織として「同窓会」があります。会費は、入学時に学部生、大学院生ともに2万円を同窓会事務局に納入してください（ただし、大学院生のうち本学からの進学者は除きます。）。

正課中や課外活動中などの不慮の災害事故にあった学生を救済する制度として「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」等があります（23ページ参照）。保険料は、入学時に学部生は4,660円、大学院生（博士前期課程）は2,430円、大学院生（博士後期課程）は3,620円を大学事務局に納入してください。

3 学生証

入学時に交付される学生証は、学生生活を送る上で欠かせないものです。常に携帯し、紛失等のないように注意してください。また、他人に貸与及び譲渡することはできません。万一紛失した場合は、事務局にて学生証再交付願を記載するとともに、直ちに願い出てください。

学生証を持っていない場合、教室、研究室、図書館その他の本学の施設の利用又は諸証明の交付ができません。

■相談窓口 事務局教務課学生係（合同棟1F（37ページ参照））

4 学生への連絡

学生に対する種々の連絡・通知は、掲示によって行います。

この掲示による連絡・通知は、修学、福利厚生、課外教育等学生生活上大切ですから、見落としのないようにしてください。

掲示を見なかったことを理由に不利益をこうむった場合であっても、特別扱いを受けたり、責任を免れたりすることはありません。

登校したら、まず最初に掲示板を見る習慣をつけましょう。

■ 掲示板の場所 合同棟1Fアトリウム (37ページ参照)

構内各所にある掲示板を学生が利用したい場合は、「掲示(標識)願」に掲示したい印刷物等を添えて提出してください。許可を得ないで掲示物を貼ることはできません。

■ 提出先 教務課学生係 (合同棟1F (37ページ参照))

大学が管理する掲示板以外に、学生が管理・運営する学生掲示板が厚生棟2階の談話・学習室(38ページ参照)等にありますが、サークル紹介、イベント案内など、様々な告知に利用してください。

特に授業の休講・補講、教室変更、時間割変更などのお知らせは、講義支援システム「WebClass」上でもお知らせしています。授業担当教員からの連絡にも使用されるので、毎日確認するようにしてください。



◆ 安否確認システム (ANPIC) の初期設定

(1) 安否確認システム (ANPIC) について

本学では、大規模災害等の危機発生時に、学生全員の安否確認を迅速かつ確実に実施するため、安否確認システム (ANPIC) を導入しています。

ANPICは、気象庁が提供する地震情報を自動取得しており、富山県で「震度6弱」以上の地震が発生したときは、あらかじめ皆さんに登録していただいているメールアドレスやスマートフォンアプリ又はLINE宛てにANPICから安否確認メールが自動送信され、安否確認メールを受信した学生は、安否状況を報告することになっています。

上記以外の災害発生時等においては、発生した災害による影響を鑑み、必要に応じて大学の管理者が手動でメール配信を行います。また、本システムを活用して、安否確認とは関係なく、学生の皆さんに向けた一斉メール送信やアンケート調査等を行う場合もあります。

(2) 事前の登録

安否確認メールを受信するためには、事前に初期設定を行う必要があります。初期登録手続は、本学発行メールアドレス宛に登録依頼メールが届き、メール記載のURLから初期登録サイトにアクセスし、初期登録を行っていただきます。

受信するメールアドレスは、緊急時に連絡のとれる端末を登録してください。

スマートフォン等をお持ちの方は、携帯メールアドレスの他に、専用アプリやLINEによる通知・報告も可能ですので、設定しておいてください。

迷惑メール設定を行っている方は、【no-reply@jecc.jp】からのメールを受信できるようにしてください。

安否確認システム（ANPIC）の初期設定や安否状況報告の方法などの説明は、富山県立大学のホームページ（学内限定情報）に掲載していますので、参照してください。

このほか、学内ホームページには様々な情報を掲載しています。随時更新していますので、折に触れて閲覧する習慣をつけてください。

本学では学生全員にEメールアドレスが配布されますが、災害や感染症の発生など、緊急に情報発信が必要となった場合、緊急情報をEメールで発信することとしています。

Eメールは、必要な設定をすれば、携帯電話や学外のパソコンからも利用することができます。緊急時に大学からの情報を確実に受け取るため、必ずEメール利用に必要な設定を行っておいてください。

また、自宅に書類を郵送したり、緊急時には携帯電話等に連絡したりすることがあります。住所や電話番号等の連絡先を変更した場合は、速やかに教務課学生係まで連絡してください。

なお、学生個人に対する電話の呼び出しは、緊急かつ重大な連絡の場合を除き取り次ぎませんので、その旨家族などによく知らせておいてください。

5 おとしもの、紛失、盗難

学内で、物品を忘れてたり、盗難にあったとき、またはこれらの金品を拾ったときは、直ちに届け出てください。おとしものに心当たりがあったり、事務局から連絡があった時は直ちに取りに来てください。

なお、窓口届けられたおとしものについては、教務課で3ヶ月保管します。3ヶ月を過ぎたものは、全て廃棄処分します。

■届け出先 事務局教務課学生係（合同棟1F（37ページ参照））

■保管場所 合同棟1Fガラスケース または 事務局内（教務課学生係）

6 個人用ロッカー

工学部生には厚生棟1階（購売、談話・学習室の裏側）にロッカー室があり、個人用ロッカーを貸与しています。貸与期間は4年間です。利用時間を守って利用してください。個人用ロッカーには学籍番号を貼付してあるので、間違えないように利用してください。なお、ロッカーの鍵は各自で用意してください。また、ロッカースペースでの事故・盗難等については自己責任となります。

7 学生からの相談のサポート

大学では、学生の皆さんの疑問や悩みに応えるために全学的な相談・サポート体制を整えています。相談することで悩みの半分は解決するとも言われます。

どんなことでも一人で悩まず相談してみてください。

(1) 教員のサポート

ア クラス、ゼミ

工学部では、履修上の相談、消費生活上のトラブル等の相談、留年・休学学生へのケアなどに対応するため、ゼミ指導教員による学生相談体制が整備されています。

1年次生：教養ゼミ
2年次生：1年次の教養ゼミ担当教員、トピックゼミ
3年次生：プレゼンテーション演習、専門ゼミ、卒業研究1
4年次生：卒業研究、卒業研究2

工学部の全教員がそれぞれのゼミ生を担当し、学生生活上の諸問題についてきめ細やかな指導・助言にあたっていますので、気軽に相談してください。

また、環境・社会基盤工学科、生物工学科及び医薬品工学科ではクラス制をとっており、クラス担任が指導・助言しています。

なお、3年次生ゼミ及び卒業研究ゼミにおいては、指導教員による就職指導も行っています。

学生からの相談を待つという受身の対応だけでなく、単位取得状況や出席状況が思わしくない学生に対しては、教員の側から学生にコンタクトをとって面談を行っています。

イ オフィスアワー

この制度は、教員があらかじめ研究室等に常駐する時間帯（オフィスアワー）を定め、学生が確実に教員に質問・相談できる時間を確保するものです。

全教員が相談に応じますので、気軽に希望の教員を訪問し、授業内容や進路などに関する質問・相談をしてください。

各教員のオフィスアワーの時間帯は、掲示板と講義支援システム（WebClass）にてお知らせします。

ウ キャンパス・ハラスメント相談員

キャンパス・ハラスメントとは、大学キャンパス内でのいじめや嫌がらせの総称です。

キャンパス・ハラスメントの発生の態様は様々ですが、類型化すると、「教育・研究に関連する言動によるハラスメント」「性的な言動によるハラスメント」「優越的地位や職務上の地位に基づく言動によるハラスメント」などがあります（※詳しくは「キャンパス・ハラスメントに関するガイドライン」をご覧ください。）。

なお、大学における人間関係が持ちこまれているような場合は、キャンパス外、課外活動中や勤務時間外などであっても対象となります。

大切なことは、人権に対する感覚と、相手の立場に立って考える想像力です。

キャンパス・ハラスメントを受けたと感じたら、「キャンパス・ハラスメント相談員」や身近な教職員に相談してください。あなたの悩みや苦情を親身に聞き、理解を助け、今後の対処方法などを含め速やかな解決を目指します。

相談員は、次のような場合など幅広く相談に応じます。

- ・キャンパス・ハラスメントを受けたと感じた場合
- ・他の人からキャンパス・ハラスメントに当たる言動をしたと指摘を受けた場合
- ・他の人がキャンパス・ハラスメントを受けているのを見た場合

相談の方法は、面談のほか、手紙、電話、ファックス、Eメール、メモなど何でも構いません。また、相談者等のプライバシーは厳重に守られ、相談等により不利益を受けることはありません。

(2) 学生相談員

専門の相談員が相談に応じてくれます（21ページ参照）。

(3) キャリアセンター

合同棟1階のキャリアセンターでは、進学や就職に関する相談に対応しています（27ページ参照）。

このほか、キャリア形成や就職活動に関する書籍、DVDの閲覧・貸出を行っているほか、ライフキャリア（人生、将来の生き方）に関わる様々な相談にキャリアアドバイザーが応じます（27ページ参照）。

(4) 意見箱

本部棟 1 階正面玄関前に学生意見箱を設置しています。

この意見箱は、大学の学習面、サークル活動、施設等に関し、「このように改善してほしい」等の意見を学生自身が提案することにより、大学の運営や施設の改善等に生かしていこうというものです。

意見の内容によって発言者が不利益を被ることはありませんので、大学の発展・改革につながるような建設的な意見をお寄せください。

(5) 医務室

養護担当の職員が相談に応じます。病気やケガについての相談、健康的に生活するためのアドバイス等、何でも気軽に相談できます（21ページ参照）。

(6) 事務局

事務局では、履修や施設利用、奨学金、授業料減免、課外活動など学生生活の基本的な情報提供や、相談対応を幅広く行っています。学生生活に関して分からないことがあれば、合同棟 1 階事務局教務課窓口まで気軽においでください。

8 自動車・オートバイ通学

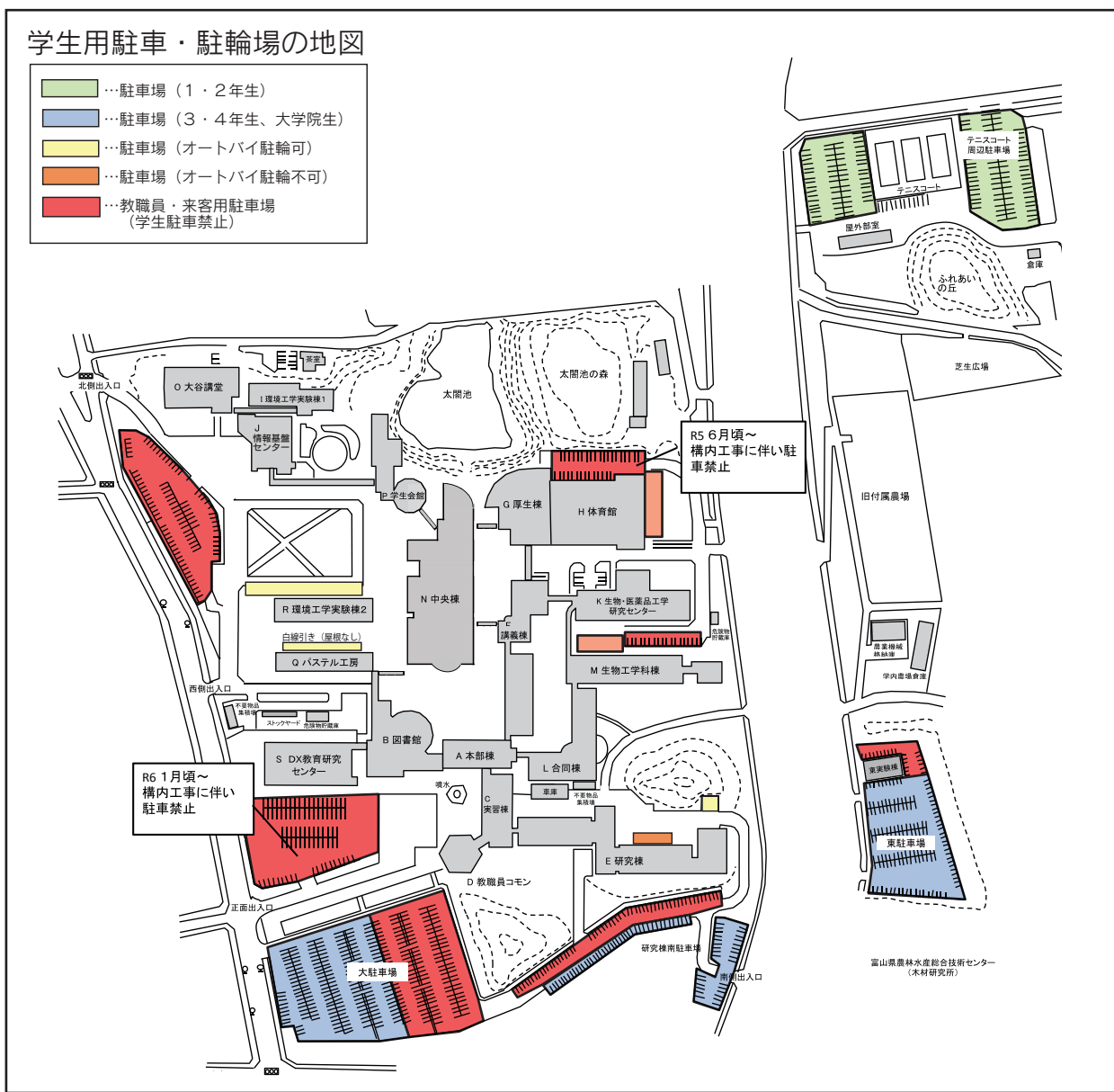
本学から居住地までの距離が1 km以上ある学生については、自動車での通学を認めています。自動車での通学を希望する学生には駐車整理券を交付しますので、駐車整理券交付申請書（用紙は窓口備え付け）により申請してください。なお、その際には任意保険に加入していることが必要です。

駐車整理券は、ダッシュボードの上に車外から確認できるように置き、必ず指定の駐車場の白線内に駐車してください。

駐車整理券が掲示されていない場合や駐車場以外の場所に駐車した場合には、注意書きの貼付や駐車整理券の取消し等の措置がとられますので注意してください。

オートバイでの通学者は、オートバイ用の指定場所に駐輪してください。

■申請先 事務局経営企画課財務係（合同棟1F（37ページ参照））



9 スクールバス

射水キャンパスと富山キャンパス間および射水キャンパスと小杉駅間の移動には無料のスクールバスを利用することができます。スクールバスの時刻表は、各バス停、WebClass、学生掲示板等をご確認ください。

10 交通事故防止

- ・構内において自動車・オートバイを運転する場合は、20km/h以内の速度で走行するとともに、学内の静寂を保つよう心掛けてください。
- ・冬季の夜間駐車は除雪作業に支障をきたすことから禁止します。
- ・自動車・オートバイを運転する者は、交通関係諸法規を遵守し、安全運転に心掛けてください。
- ・事故の損害額は高額化しており、自己負担や自賠責保険での補償は難しくなっています。万一に備えて、「任意自動車保険」（対人賠償無制限が望ましい。）には必ず加入しておきましょう（任意保険に加入していない車両での通学は禁止します。）。
- ・事故は絶対起こさないように十分に注意し、学内外を問わず、万一事故が発生した場合には、速やかに事務局に届け出てください。
- ・シートベルトやヘルメット（フルフェイスが望ましい。）を必ず着用しましょう。

11 保険証の所持

親元を離れて生活しており、一人1枚のカード式保険証を持っていない場合は、日常生活や各種行事での疾病及び不慮の災害・事故に備えて、扶養者の加入している健康保険組合または市区町村役場等に申請し、必ず「遠隔地被扶養者証」の交付を受けて所持してください。

12 たばこ

20歳未満の方の喫煙は、法律で禁止されています。また、たばこは、ニコチン、タール、一酸化炭素等の有害物質を含みます。喫煙は心臓や血管などの循環器疾患をはじめ、様々な病気を引き起こす原因を作り出す悪習慣です。喫煙開始年齢が若いと短期間でニコチン依存症になります。そのうえ、喫煙者は非喫煙者に比べて、心筋梗塞や循環器疾患や肺がんなどの死亡率が高いこともわかっています。

たばこは喫煙者だけでなく、周囲の人にも悪影響を及ぼします。副流煙には主流煙の数倍から百数十倍の有害物質が含まれています。

禁煙化の流れは世界的な傾向です。本学では、受動喫煙の防止対策として、特定の喫煙場所を除き全面禁煙としています。喫煙者は必ず決められた場所で喫煙してください。なお、くわえたばこやポイ捨てなどのマナー違反には、厳重に対応します。

13 飲酒

学生生活のなかで、飲酒の機会が出てくる場合があります。しかし、時に飲酒は、身体の健康を害したり、重大な事件・事故をひき起こしたりしてしまうことにもつながります。

当然のことですが、20歳未満の方は法律で飲酒が禁止されています。「イッキ飲み」や飲酒の強要など急性アルコール中毒をひき起こす危険な行為は、絶対にやってはいけません。血中のアルコール濃度が急激に上がると、意識が混濁し、呼吸麻痺や嘔吐など昏睡状態になり、死に至ってしまうこともあります。他の人から勧められても、勇気を持って断りましょう。飲酒の後、意識がなくなったり、全身が冷えたり、呼吸が異常な状態などの症状が出た場合は、すぐに救急車を呼びましょう。また、救急車が来るまでの間は、誰かが付き添って、顔を横向けにして寝かせましょう。

飲酒運転は重大な犯罪です。どんなに少量でもお酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。また、飲酒運転だけでなく、運転する人にお酒を飲ませたり、飲酒運転者の車に同乗したり、飲酒した人に車等を貸したりしてもいけません。

14 消費生活上の注意

18歳以上であれば、親の同意がなくても契約することができるようになります。安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性もありますので、注意してください。

(1) 悪徳商法

大学生を狙った消費者トラブルが相次いでいます。消費者トラブルに巻き込まれないために次の点に注意しましょう。

- ・友人の誘いでも必要のないことははっきりと断る
- ・見知らぬ人からの誘いやアンケートには容易に応じない
- ・契約書等に簡単に押印、サインをしない
- ・契約をしても、その場で即金払いはしない
- ・不安になったら、早めに消費生活センターに相談する

<消費者トラブルの例>

○マルチ（まがい）商法

「いいバイトがある」「楽しく儲かる話がある」などと誘われ、商品などを購入し、会員となり、今度は自分が友人などを誘って会員にさせると、その人たちを勧誘したことで利益を得られる商法。最近では、SNSで知り合った人から投資や副業などの役務（サービス）の契約を勧誘される手口が増えている。

○キャッチセールス

繁華街で「アンケートに答えてください」などと呼び止め、営業所や喫茶店などに連れて行き、高額な商品やサービスを契約させる。

○アポイントセールス

「抽選でプレゼントが当たりました」などと販売目的を告げずに電話やSNS、メールなどで誘い出し、商品やサービスを契約させる。

○ネット通販の詐欺的サイト

「お金を払ったのに商品が届かない」「粗悪なコピー品が届いた」「事業者と連絡が取れない」など、詐欺的サイトによるインターネット通販のトラブルが多数発生している。詐欺的サイトと気づかずに、自分の個人情報を入力・送信してしまうと、その情報が悪用される可能性がある。

(2) 学生ローン、クレジット

学生ローンを安易に借りて、多額の借金をしてしまう学生がいます。学生ローンの金利は、必ずしも一般的な消費者金融より低いとはいえないので注意が必要です。その返済のために他から借り入れ、多重債務（借金が増えて返せなくなった状態）に陥るなど、学生生活に深刻な影響を及ぼしかねません。

また、現金がなくても商品が購入できるクレジットカードは非常に便利ですが、借金をしているという意識を忘れがちです。

学生ローンやクレジット契約は、返済可能かどうか十分に計画を立てることが必要です。困ったことがあれば、速やかに県や市町村の消費生活相談窓口へ相談してください。

- 消費者ホットライン (局番なし) 188
※最寄りの消費生活相談窓口につながります。IP電話など、一部の電話からはつながりません。
- 富山県消費生活センター TEL076-432-9233 (消費生活)
TEL076-433-3252 (金融・多重債務)
- 富山県消費生活センター 高岡支所 TEL0766-25-2777 (消費生活、金融・多重債務)

15 カルト団体

学内でも「カルト団体」（違法な勧誘、脅迫、献金強要等を行う）の勧誘によるトラブルが発生しています。

カルト団体は、最初は目的を隠して接近し、次第に深入りさせて抜け出すことができなくさせられます。

学生の皆さんは、不用意に連絡先を教えたりせず、勇気をもって毅然と誘いを断ってください。

カルト団体に関することで困ったことがあれば、まずは先生や事務局、学生相談員に気軽に相談してみてください。

また、カルト団体を疑われる団体から勧誘を受けた、学内で勧誘しているところを見かけたという場合は速やかに事務局へ報告してください。

- 相談窓口 事務局教務課学生係（合同棟 1F（37ページ参照））
学生相談室（本部棟 4F（21ページ参照））

16 薬物乱用・危険ドラッグ

薬物使用は、薬物依存、急性中毒、心身の後遺障害など、脳と心を蝕む大きな危険をはらんでいます。薬物乱用の害は半永久的に続き、治療を行っても完全には回復しません。自分自身の人生を破滅させるだけでなく、家族や友人、他人をも不幸にします。また昨今、新聞報道等で知られているように、危険ドラッグと呼ばれる薬物を使用して、救急車で搬送されたり、車を運転して死亡事故を起こしたりする事件が頻発しています。大切な人生を棒に振ることのないよう、誘いはきっぱりと断りましょう。

17 ソーシャルメディアについて（LINE、Twitter、Instagramなどの利用時）

ソーシャルメディアは、いろいろな人とコミュニケーションを取るのに非常に便利で手軽なツールである反面、使い方を誤ると思わぬトラブルに巻き込まれる恐れがあります。いったんWeb上に投稿された記事や画像は、削除したとしても履歴は残り、投稿者の意思に反して悪用されたり、一人歩きする場合があります。情報を発信する際には、以下の点に注意して、犯罪に巻き込まれないよう上手に利用しましょう。

1. 法律を守りましょう

国内の法令で定められた基本的人権、プライバシー権、肖像権、著作権、商標権などを侵害しないようにしましょう。海外旅行や留学などに際しても、外国の法令や慣習を守り、他国や他民族の人々を尊重した情報発信を心がけましょう。

2. お互いの人権を尊重しましょう

多様な価値観があることを認識し、人権の尊重や倫理に反する内容で他者を傷つけるような発言は慎みましょう。

3. 正確な情報の確保に努めましょう

ソーシャルメディアは強い拡散性を持っており、不正確な内容が大きな混乱につながる可能性があります。間違った情報や不確かな情報を流さないよう、発信内容の正確性の確保に努めましょう。また、間違った情報を発信したときは速やかに訂正と謝罪を行いましょう。

4. 守秘義務を守り、機密情報の取り扱いに注意しましょう

大学生活で知り得た情報（他人の個人情報や研究上の秘密など）に、守秘義務が課せられている場合や機密情報が含まれている場合があります。このような情報を不用意に発信しないように注意しましょう。自分以外にも多くの関係者がいることを認識し、軽率な発信はしないように努めましょう。

5. 個人情報の公開・管理に注意しましょう

第三者による個人特定につながる情報やプライバシー性の高い情報を発信する場合は、情報の公開範囲に気を付けましょう。いったん発信した情報を自身によって完全にコントロールすることは事実上不可能です。複数のSNSを利用している場合は、それらがつき合わされて情報が漏えいするケースもあります。また、自身の発信する内容によって他人のプライバシーを侵害しないように気を付けましょう。

18 感染対策等について

健康を害する生活習慣は避け、各自、しっかりと健康管理を行きましょう。

感染対策については、大学HPやWebClass等に最新の案内を掲載することがありますので、随時確認してください。

また、日常的な感染対策として、特に以下のことを実施しましょう。

・手洗い

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前など、こまめに手洗いを行きましょう。

・咳エチケット

感染症を他人に感染させないために、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえましょう。

19 その他

- ・挨拶を励行しましょう。
- ・空き缶やごみはごみ箱に分別をして入れましょう（教室内に放置しないこと）。
- ・施設、備品、用具の取扱いは大切にしましょう。
- ・図書館では他の人の迷惑にならないよう特に静粛にしましょう。
- ・講義室内や図書館内などでは携帯電話の電源は必ず切りましょう。
- ・駐車場内を携帯電話を操作しながら歩く行為は危険ですので絶対にやめましょう。
- ・休日・夜間の学内施設への出入りは、入退出簿に記入のうえ守衛室横通用口（本部棟1階）からお願いします。

Ⅲ 諸証明・諸手続

1 証明書が必要なとき

証 明 書	提 出 書 類	窓 口
在学証明書	証明書自動発行機により交付 設置場所：合同棟1階アトリウム（37ページ参照） 発行時間：平日（月曜～金曜、祝祭日除く） 8：30～18：30	
成績証明書		
卒業（修了）見込証明書		
卒業（修了）証明書		
学割証		
健康診断証明書		
通学証明書	通学証明書交付願	交付願は事務局前廊下に設置してあります。 （事務局教務課学生係 合同棟1F（37ページ参照））

※証明書の厳封が必要な場合は、証明書自動発行機で発行せず、事務局教務課窓口で、職員に証明書の発行および厳封を申し出てください。

○通学証明書

J R、電車、バスなどの定期乗車券を購入する場合に必要なもので、発行は住所最寄駅と学校最寄駅の区間に限ります。

○学生旅客運賃割引証（学割証）

学割証は、旅客鉄道株式会社（J R）を利用して次の目的で片道100kmを超える区間を下記の目的で旅行する場合に限って使用できます。学割証の使用により、普通旅客運賃が2割引となります。他人名義のものを使ったり、他人に譲渡したりするなどの不正のないように注意してください。

<使用目的>

- ・ 休暇、所用による帰省
- ・ 実験、実習などの正課の教育活動への参加
- ・ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動への参加
- ・ 就職又は進学のための受験等
- ・ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ・ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・ 保護者の旅行への随行

2 修学上の届けや願いを提出するとき

提出書類	摘 要	窓 口
学生記録票	入学時に専用のWeb入力フォームへの記入を行う。	事務局 教務課教務係 学生係 (合同棟1F (37ページ参照))
住所変更届	学生本人の住所・電話番号・氏名・本籍等を変更したとき 保護者の住所・電話番号等を変更したとき	
保護者変更届	入学手続き時に提出した保護者を変更したとき	
保証人変更届	入学手続き時に提出した保証人を変更したとき	
休学願	やむを得ない理由で3か月以上修学できないときに願い出る。 休学期間は1年以内。 ※病気の場合は、医師の診断書を添付のこと	
休学延長願	休学期間の延長を希望するときに願い出る。 休学期間の延長は1年以内。 ※病気の場合は、医師の診断書を添付のこと	
復学届	休学期間中に復学しようとするときに届け出る。	
退学願	やむを得ない事情で退学しようとするときは、保証人連署により願い出る。	
転学科願	転学科を希望するときは、保証人連署により願い出る。	
他大学入学・転学志願許可願	他大学への入学又は転入学を志願しようとするときは、保証人連署により願い出る。	

3 授業関係の申請や届けを提出するとき

提出書類	摘 要	窓 口
履修申請	学期開始後、別に指定する日までに各自の端末からインターネットに接続し、申請する。 (履修登録システム)	事務局 教務課教務係 (合同棟1F (37ページ参照)) ※詳しくは、「令和5年度履修の手引き」参照
欠席届	病気、事故等で1週間を超えて欠席するときは、医師の診断書等事情を証明する書類を添付したうえ届け出る。	
追試験願	病気その他やむを得ない理由で試験を欠席し、追試験を希望するときは、医師の診断書等事情を証明する書類を添付したうえ届け出る。	

4 課外活動に関する届け・願いを提出するとき

提出書類	摘 要	窓 口
団体結成願	規約・事業計画書等を添付のこと	事務局 教務課学生係 (合同棟1F (37ページ参照))
団体継続届	毎年5月31日までに提出	
団体解散届	解散したとき速やかに提出	
施設使用許可申請書(通年)	毎年5月31日までに提出	
部室等使用願	原則として毎年5月31日までに願い出	
学外団体加入(脱退)願	学外団体に加入、行事に参加、共催するときは願い出	
学外課外活動届	合宿等計画書を添付して7日前までに届出	
学生会館等施設使用願	3日前までに願い出	
茶室(千瓢)使用願		
体育施設使用許可願		
文書配布等許可願		
施設(設備)使用願	7日前までに願い出(届出)	
海外渡航届		

IV 福利厚生

1 経済援助

(1) 奨学金

経済的理由により授業料などの支払が困難な学生を経済的に援助する制度として、日本学生支援機構の奨学金をはじめ、地方公共団体や民間育英奨学団体の奨学金があります。

これらの奨学金は、いずれも学業・人物ともに優秀で、かつ健康である学生に貸与・給付され、貸与奨学金は、卒業・修了後は返還の義務があるものです。

※ 上記の奨学金制度には、要件を満たすかどうかの審査がある場合や、貸与・給付を受けられる学生数に一定の制限がある場合があるため、必ずしも希望者全員が採用されるわけではありません。

○ 日本学生支援機構奨学金について

① 貸与奨学金（2023年度）

奨学金の種類		貸与月額		貸与期間
学部	第一種（無利子）奨学金	自宅通学	2万、3万、4.5万円から選択	貸与開始の年月から卒業または修了するまでの最短修業期間
		自宅外通学	2万、3万、4万、5.1万円から選択	
	第二種（有利子）奨学金	2万～12万円（1万円単位）から選択		
大学院	第一種（無利子）奨学金	博前期課程	5万、8.8万円から選択	
		博後期課程	8万、12.2万円から選択	
	第二種（有利子）奨学金	5万、8万、10万、13万、15万円から選択		

② 給付奨学金（2023年度）

		給付月額			貸与期間
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	
学部	自宅通学	29,200円 (33,300円)	19,500円 (22,200円)	9,800円 (11,100円)	給付開始の年月から卒業または修了するまでの最短修業期間
	自宅外通学	66,700円	44,500円	22,300円	

※生活保護世帯及び児童養護施設等から通学する学生は、カッコ内の金額となります。

③ 手続き

募集は、例年4月および10月に行います。

奨学金を希望する学生は、事務局から手続きの方法や出願期間などについてお知らせします。大学ホームページや掲示板（工学部・大学院共に合同棟1階アトリウム）等をご確認ください。

なお、1年次生については、入学時のオリエンテーションで詳しく説明します。

その他、特別な事情により緊急に奨学金が必要となった場合には、教務課まで相談に来てください。

■相談窓口 事務局教務課学生係（合同棟1F（37ページ参照））

④ 奨学生の義務

・学業について

成績が著しく不良であったり、修得単位が不足したりすると、文書等による警告、奨学金の廃止等の処置が取られますので注意してください。

・返還について

貸与奨学金は貸与されたもので、卒業又は修了後、返還する義務があります。進学、災害、病気、失業その他やむを得ない事由があつて返還が困難な場合は、願い出により返還が猶予されます。

○ 日本学生支援機構以外の奨学金について

地方公共団体、財団法人等で奨学金制度を設けている団体があります。これらの奨学金は、それぞれ募集時期、出願時期等が異なっていますので、詳細については、各団体に問い合わせるとともに、掲示板に注意してください。

(2) 授業料の免除

「大学等における修学の支援に関する法律」により、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部生（留学生を除く）を対象に授業料及び入学料の免除、ならびに日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の給付が行われます。

また、大学院生と留学生に対しては、大学独自の授業料及び入学料の免除制度があります。免除要件に合致する場合は、授業料及び入学料の全部又は一部を免除することとなります。免除を希望する学生は、所定の書類を教務課へ提出してください。

申請書類の配布及び出願期間等については、その都度、大学HPや掲示板等で案内します。

なお、免除の要件や手続き等について分からないことがあれば、いつでも教務課学生係にお問い合わせください。

■相談窓口 事務局教務課学生係（合同棟1F（37ページ参照））

2 健康管理

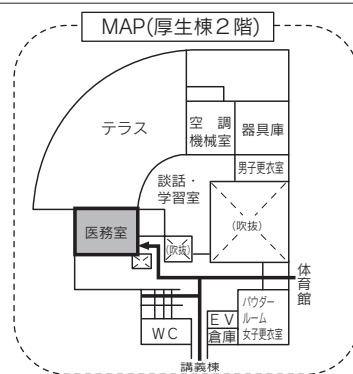
(1) 定期健康診断

学校保健安全法に基づき、毎年4月に、全学生を対象に定期健康診断を実施します。

定期健康診断は、内科的疾患の有無等各人の健康状態を的確に把握し、身体の異常を早期に発見して適切な治療方法の指導を行うものですから、全員が必ず受診しなければなりません。

※定期健康診断を受診しない場合は、自己負担で医療機関等で受診し、診断結果を医務室まで提出してください。（受診前に医務室にご相談下さい）

また、これを受診しないと就職・インターンシップ等の際に必要となる健康診断証明書を発行できないので、必ず受診してください。



(2) 医務室及び学校医

医務室（厚生棟2階）には、養護担当職員がおり、簡単な応急手当ができます。また、健康に関する疑問や受診相談等、何でも気軽に相談できる場所として利用してください。

※急病の場合は、医務室又は事務局へ連絡してください。

<p>○医務室 場 所：厚生棟2階 月～金：8：30～16：30 電話番号：0766-56-7500（内線1137） メールアドレス：soudan@pu-toyama.ac.jp</p>	<p>医務室不在時の連絡先 事務局 教務課学生係 電話番号 0766-56-7500（内線1224）</p>
---	--

なお、本校の学校医（内科）は以下のとおりです。

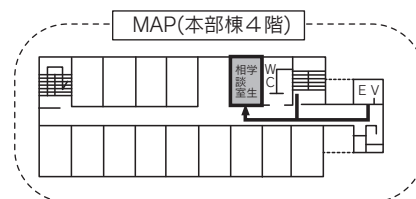
富川クリニック	富川武樹医師（射水市南太閤山3-1-15）	☎0766-56-7373
松本医院	松本邦彦医師（射水市三ヶ3268）	☎0766-55-0057
真生会富山病院	本多正治医師（射水市下若89-10）	☎0766-52-2156

(3) 学生相談

専門の相談員が相談に応じます。

心身の健康などに心配なことがある場合や日頃の学生生活について悩みがあるときは、気軽に本部棟4階の学生相談室まで来て相談してください。秘密は厳守します。

相談は予約をしている方が優先となりますので、事前に教務課学生係又はEメールにて予約してください。



<p>○学生相談室（射水キャンパス） 場 所：本部棟4階 利用時間：月曜日 9：00～17：00 木曜日 9：00～12：00 水曜日 9：00～12：00 金曜日 9：00～12：00 13：00～16：00 電話番号：0766-56-7500（内線1348） 予約用メールアドレス：gakuseisoudan@pu-toyama.ac.jp</p>
--

(4) 本学周辺の医療機関、診療所等

本学の周辺にある医療機関、診療所等は次のとおりです。診察・診療を受ける際は、保険証を持参しましょう。また、学生教育研究災害傷害保険（次ページ参照）に加入している学生は、正課中あるいは課外活動中などに不慮の災害事故にあった場合、保険金が支払われることがありますので、教務課に相談してください。

科 別	病院・診療所名	住 所	電話番号
内 科	富川クリニック	射水市南太閤山3-1-15	0766-56-7373
	高橋医院	射水市黒河2680-1	0766-56-0346
	海木クリニック	射水市中太閤山1-1-1 パスコ2階	0766-56-7366
	おおがくクリニック	射水市中太閤山15-2-7	0766-56-4000
	真生会富山病院	射水市下若89-10	0766-52-2156
	松本医院	射水市三ヶ3268	0766-55-0057
	佐野内科クリニック	射水市黒河新4808	0766-57-0811
	渋谷クリニック	射水市戸破3860-1	0766-55-0025
	北林クリニック	射水市戸破1704-1	0766-57-0008
外 科	富川クリニック	射水市南太閤山3-1-15	0766-56-7373
	真生会富山病院	射水市下若89-10	0766-52-2156
整形外科	海木クリニック	射水市中太閤山1-1-1 パスコ2階	0766-56-7366
	真生会富山病院	射水市下若89-10	0766-52-2156
眼 科	おおがくクリニック	射水市中太閤山15-2-7	0766-56-4000
	真生会富山病院	射水市下若89-10	0766-52-2156
耳鼻咽喉科	真生会富山病院	射水市下若89-10	0766-52-2156
皮 膚 科	こすぎ皮膚科クリニック	射水市太閤山1-61-2	0766-57-3711
	真生会富山病院	射水市下若89-10	0766-52-2156
泌尿器科	真生会富山病院	射水市下若89-10	0766-52-2156
心療内科	真生会富山病院	射水市下若89-10	0766-52-2156
産科婦人科	レディースクリニックむらた	射水市橋下条1483-1	0766-57-4141
歯 科	片口歯科医院	射水市橋下条1077	0766-56-7227
	イワオ歯科医院	射水市三ヶ2725-4	0766-56-6766
	大谷歯科医院	射水市戸破1750-1	0766-56-3883
	なかおき歯科医院	射水市戸破栄町1018-1	0766-57-3488
	たいとう歯科医院	射水市太閤山1-92-2	0766-56-3389
	嶋歯科クリニック	射水市中太閤山1-1-1 パスコ2階	0766-56-9222
	黒川歯科医院	射水市中太閤山4-44	0766-56-4811
	石川歯科クリニック	射水市南太閤山3-4-3	0766-56-7111
	真生会富山病院	射水市下若89-10	0766-52-6070
	たちなみ歯科口腔外科クリニック	射水市戸破3955-1	0766-55-0219

3 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険

学生教育研究災害傷害保険（学研災）は、正課中あるいは課外活動中などに不慮の災害事故にあった学生を救済する制度であり、学研災付帯賠償責任保険（学研賠）は、万が一相手にけがをさせたり物を壊したりしたときに備える制度です。本学の学生には、学研災・学研賠ともに入学時に加入するようお願いしています。学生のみなさんが学内外を問わず、万が一事故にあったときは、必ず教務課へ連絡してください。保険金請求方法などについて相談に応じます。

ただし、事故の内容によっては、保険金が支払われない場合もあります。

なお、留年等により所定の保険期間（工学部は4年間、大学院博士前期課程は2年間、大学院博士後期課程は3年間）の切れる学生は、3月中に所定の手続きをとり再加入してください。

(1) 保険金が支払われる場合

- ① 正課中の事故
- ② 学校行事中の事故
- ③ ①、②以外で、学校施設内にいる間の事故
- ④ 大学施設以外で大学に届け出て課外活動を行っている間の事故
- ⑤ 通学中の事故（合理的な経路および方法で通学していないと対象外）

上記のうち ①～⑤については本人が事故により身体に傷害を負った場合

①、②、⑤については他人にケガをさせたり他人の財物を損壊した場合

○ 保険金の種類・金額

担保範囲	保 険 金 額				
	死 亡	後遺障害	医 療	入院 (180日を限度)	対人・物賠償
①正課中 ②学校行事中	2,000万円	程度に応じて 120万円 ～3,000万円	治療日数1日 以上が対象 3千円 ～30万円	1日4千円	対人・対物補償 合わせて 1事故につき 1億円限度 (免責金額0円) ※③、④を除く
③上記以外で 学校施設内 にいる間	1,000万円	程度に応じて 60万円 ～1,500万円	治療日数4日 以上が対象 ※④を除く。 6千円～30万円		
④課外活動 (クラブ活動)中			治療日数14日 以上が対象 3万円 ～30万円		
⑤通学中			治療日数4日 以上が対象 6千円 ～30万円		

(注) ・医療保険金は、平常の生活ができるようになるまでの治療期間に応じて異なります。

・入院加算金は1日目から対象となります。(180日を限度)

(2) 保険金が支払われない場合

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害、無免許運転・酒気帯び運転、課外活動で危険なスポーツを行っている間の事故、飲酒による急性アルコール中毒症、その他時間の経過により重大化した傷害など「急激かつ偶然な外来」の条件を充足しない事故等。

(3) 保険料・保険期間

保険期間	保険料 (昼間部理工系)	備 考
1年間	1,340円	研 究 生
2年間	2,430円	大 学 院 (博士前期課程)
3年間	3,620円	大 学 院 (博士後期課程)
4年間	4,660円	工 学 部

- (注) (1) 保険期間は所定の修業年限です。
(2) そのほか詳しいことは「学生教育
研究災害傷害保険加入者のしおり」
「学研災付帯賠償責任保険加入者の
しおり」を参照してください。

4 富山県立大学生生活協同組合

生協は学生及び教職員の生活の安定と向上を目的とし、組合員から出資された出資金を基に幅広く、事業を行っています。

(1) 食堂（厚生棟1階）

食堂の座席は450席程度あり、カフェテリア方式を採用し、豊富なメニューを生協価格で提供しています。カウンターで好きなメニューをオーダーし、最後にレジで精算します。

大学生協アプリ（登録が必要）を使って、事前にチャージしていただくとキャッシュレスでご利用いただけます（購買も同様です）。

(2) 購買（厚生棟1階）

教科書、専門書、雑誌、文具、教材、パソコンなど勉学研究を支える商品、自動車教習所、国内旅行、TOEICの受付などのサービス、自家製お弁当、おにぎり、パン、お菓子、飲料、アイスなどの食品を取り扱っています。セールや企画も定期的に行っています。

学生相互の助け合いとしての学生総合共済の受付も行っています。

営業時間	食堂	11:00-14:00
	購買	8:45-18:30
短縮営業時間	食堂	11:30-13:30
	購買	10:00-14:00

※土、日、祝日は休業

※短縮営業の日程はホームページ参照

(3) アパート・下宿

自宅からの通学が困難で、アパート・下宿を探している方に対し、情報を提供しています。

期間：3月～4月上旬（新入生サポートセンター）

(4) アルバイト

生協では、経済的理由により修学の継続が困難な者でアルバイトを希望する者に対しアルバイト先を案内しています。

なお、次のような職種・業務については、求人の申し込みがあっても掲示を行わないことにしています。

- ・自動車の運転等危険を伴うもの
- ・健康上有害と考えられるもの
- ・教育的に好ましくないもの
- ・夜9時半以後のもの
- ・授業期間中における日中を対象としたもの

■掲示場所 厚生棟1F 談話・学習室（37ページ参照）

V 附属施設

1 附属図書館（射水館）

(1) 開館時間・休館日

- ① 開館時間 月～金曜日 8：30～19：00・土曜日 13：00～16：00
(詳細は、図書館ホームページ開館日カレンダーを参照のこと)
(ただし、授業のない期間は17：00まで)
期末試験期間中 8：30～20：00
- ② 休館日
 - ・日曜日及び国民の祝日 ・開学記念日（6月1日）
 - ・年末年始（12月27日から翌年1月3日まで）
 - ・館長が特に必要と認めた休館日※臨時休館日及び開館時間の変更は、そのつど掲示します。

(2) 利用方法

- ① 館内閲覧
 - ・館内の図書は、すべて自由に閲覧することができます。閲覧後の図書は、必ず元の位置に戻してください。
 - ② 館外貸出
 - ・館内の図書を館外へ借り出すときは、カウンターで図書と学生証を係員に提示のうえ所定の手続をしてください。
 - ・館外貸出のできる冊数及び期間は、10冊以内で、2週間以内です。
 - ・貸出図書の返却は、カウンターで受け付けます。ただし、閉館時には図書館入口のブックポストへ返却してください。
 - ・なお、引き続いて同一図書を利用したい場合は、予約の申し込みがない場合1回に限り貸出延長ができます。ただし、延滞資料がある場合は、新たな貸出・延長はできません。
 - ③ 資料の複写・取り寄せ
 - ・図書館資料は調査・研究の目的に限り1人1部、一部分を複写することができます。
 - ・館内及び出口付近のコピー機はコインで使用します。館内の資料を複写する場合は、コピー機横またはカウンターに設置の「文献複写申込書」を記入してください。
 - ・館内に所蔵がない資料は、他大学等から取り寄せることができます（経費は原則自己負担）。希望する場合はカウンターに申し出てください。
 - ④ AV閲覧コーナー
 - ・AV閲覧コーナーでは、ビデオ、DVDなどのAV資料を閲覧できます。
 - ・使用する場合は、カウンターに申し出てください。
 - ⑤ キャレル（個人用閲覧室）、共同閲覧室
 - ・1階に、個人で利用可能な閲覧室（キャレル）と、グループで利用可能な閲覧室（キャレル大、共同閲覧室）があります。
 - ・利用する場合は、カウンターに申し出てください。
- (3) その他
- ・図書の無断持ち出しは禁止です（無断持ち出し防止装置が設置されています。）。
 - ・館内においては常に静粛を心がけ、備え付けの図書の取扱いは丁寧にし、書きこみ、切抜き、汚損などは絶対にしないようにしましょう。また、館内での喫煙、食事はできません。飲料は密封のできる蓋つきの容器（水筒やペットボトル等。水またはお茶、無糖に限る）のみ可。
 - ・携帯電話の電源は切って入館してください。
 - ・図書館利用について不明な点、質問、希望があれば係員に申し出てください。

富山県立大学附属図書館（射水館） <https://www.pu-toyama.ac.jp/library/imizu/>

2 キャリアセンター

キャリアセンターでは、進学や就職に関する相談だけでなく、ライフキャリア（人生、将来の生き方）に関わる様々な相談にもキャリアアドバイザーが対応しています。

「就職活動の仕方が分からない」「自分の適性や進路のことで悩んでいる」などの疑問や悩みがありましたら、是非ご相談ください。

また、キャリアセンター内には、企業から送付された求人票やパンフレットなどが地域別に整理されていますので、自由に閲覧できます。

その他にも、キャリア形成や就職活動に関する書籍・DVDの閲覧、貸し出しを行っています。これらの相談・利用時間は、月曜日から金曜日の8時30分～17時15分です（休日を除く）。

キャリアセンターのホームページでも各種情報を提供していますのでご活用ください。

富山県立大学キャリアセンターホームページ <https://tpu-career.com/>

3 地域協働スペース、地域協働支援室

学生の皆さんの社会参画力や課題解決力を育成するための主体的な活動を行う場として、中央棟1階に「アクティブラーニング室1・2」、「地域協働ラーニングコモンズ」を設置しています。また、その隣には、学生の活動を支援する「地域協働支援室」があります。

アクティブラーニングやプレゼンテーション等に関する書籍の閲覧、貸出を行っているほか、ホワイトボードやスクリーン、プロジェクタ等、グループワークに適した設備が整っています。

4 情報基盤センター

本学では、情報基盤センターの各種システム及び学内ネットワークを利用するために必要な利用者IDを入学時に交付しています（有効期限は卒業時まで）。

また、個人所有のパソコンを持ち込んで利用できる有線・無線LAN環境を学内全域に整備しているとともに、教育・研究目的で使用することができるデスクトップ型パソコンを実習棟2階WS室に80台設置しています。印刷はWS室の他に、情報基盤センター2階コンピューター室（PC室）でも可能です。

さらに、Microsoft Office（Word、Excel、PowerPoint、Access）などの授業に必要なソフトウェアを、大学所有のライセンスにより、個人のパソコンに無料でインストールして使用することができます。

相談体制として、学生アルバイトのCA（コンピューターアシスタント）がパソコンに関する質問などを受け付けていますので、お気軽に相談ください。（CAの出勤日については、情報基盤センターホームページを確認ください）

情報基盤センターでは、下記の行為等を禁止しています。これらに違反した場合は、利用の取消し、または一定期間停止の処分を行いますので注意してください。

【禁止事項】

- ◇自己の利用者IDを他人に使用させること
 - ◇コンピューター室(PC室)及びWS室内で飲食すること
 - ◇教育・研究目的を逸脱した不適切な利用を行うこと
 - ◇他人のID、パスワード等を不正に利用するなどして不正アクセスを行うこと
- ※不正アクセスは「不正アクセス禁止法」においても禁止されている「犯罪」です。絶対に行ってははいけません。

情報基盤センターホームページ <https://tpuwww.pu-toyama.ac.jp/>
(情報基盤センターホームページは学内ネットワークからのみアクセス可能です)

VI 学生自治活動

1 課外活動のルール

(1) 課外活動団体

① 課外活動の目的

課外活動の目的は、団体生活を通じて心身の鍛錬と人格の形成を図り、もって社会生活に必要な自律性、協調性を修得することにあります。

② 課外活動団体の結成

学生が、新たに課外活動団体を結成しようとするときは、「団体結成願」（規約、事業計画書等を添付）を教務課へ提出して、学長の許可を受けなければなりません。

なお、団体の結成に当たっては、必ず本学教員（助教を除く。）を顧問にしなければなりません。

③ 団体継続、変更及び解散届

結成された団体が引き続き活動する場合は、「団体継続届」を毎年5月31日までに、教務課へ提出しなければなりません。この届を提出しない団体は、解散したものとみなします。

また、団体はその目的、組織等を変更するときは「団体変更届」を、解散したときは「団体解散届」を直ちに教務課へ提出しなければなりません。

(2) 学外団体への加入等

本学学生の団体が、学外の団体に加入、または脱退しようとするときは、「学外団体加入（脱退）願」を速やかに教務課へ提出し、学長の許可を受けなければなりません。

(3) 学外における課外活動

学生または学生の団体が、クラブ活動等の目的で学外において対外試合、合宿、登山、スキー等を行う場合は、緊急の連絡等が生じることがあるので、顧問教員の承認を得るとともに活動の内容等を事前に教務課へ届け出てください（届け出のないものは、学研災の対象になりません。）。

(4) 集会、催物

学生または学生の団体がクラブ活動等の目的で集会、催物等を行うときは、「集会願」等を実施日の7日前（学外）、3日前（学内）までに教務課へ提出し、許可を受け、指示に従ってください。

集会、催物を行う場合は、社会的な手続き上の問題（税務署、消防署、警察署、保健所等への届出）が生じますから、あらかじめ教務課及び関係機関とよく打合わせを行ってください。

(5) 文書等の掲示、配布等

学生または学生の団体が文書、ポスター等を掲示する時は「掲示（標識）願」、配布する時は「文書配布等許可願」を3日前までに教務課へ提出し、許可を受けなければなりません。

(6) 施設・設備の使用

学生または学生の団体が、本学の教室その他の施設、または設備を使用するときは、「施設（設備）使用願」を7日前までに教務課へ提出し、許可を受けなければなりません。

○体育系サークル (16団体)		
・バドミントン部	・フットサルサークル	・ダンスサークル
・サッカー部	・剣道部	・e-sports部
・バレーボール部	・スキー部	・空手道部
・バスケットボールサークル	・テニスサークル	・陸上部
・アイスホッケー部	・スケートボードサークル	・弓道部
・軟式野球部		
○文化系サークル (17団体)		
・T C C (Technical Computer Club)	・ひまわりサークル	・文芸サークル
・茶道部	・T R P G・映画研究会	・TPUポケモンサークル
・天文部	・発明倶楽部	・放送部
・競技麻雀部	・Q部	・ホースサイエンスサークル
・プラモデル制作部	・アカペラサークル	・RoboCupサークル
・軽音楽部	・作曲サークル(Drop Item Records)	
○その他 (1団体)		
・学生会		

2 課外活動等共用施設等

(1) 学生会館

学生会館は、全学生を構成員とする学生会の活動に使用されるほか、主として文化系のサークルの活動に充てられます。学生会館内の部室を使用しようとする者は、原則として毎年5月31日までに、「部室等使用願」を教務課へ提出し、許可を受けてください。

学生会館は木造です。火気の使用は厳に慎むとともに、日頃からほこり等がたまらないよう、整理・整頓・清掃を徹底してください。

(2) 屋外部室

テニスコート横に屋外部室があり、体育系のサークルに使用が許可されています。屋外部室を使用しようとする者は、原則として毎年5月31日までに「部室等使用願」を教務課へ提出し、許可を受けてください。

(3) 体育館横部室

体育館横部室を使用しようとする者は、原則として毎年5月31日までに「部室等使用願」を教務課へ提出し、許可を受けてください。

(4) 茶室 (千瓢)

茶室を使用するときは、使用する日の3日前までに、「茶室 (千瓢) 使用願」を教務課へ提出し、許可を受けてください。

なお、課外活動で定期的に使用する場合は、年度の始めに許可を受けてください。ただし、鍵は、そのつど事務局へ返してください。

(5) 体育施設 (体育館、大谷講堂、グラウンド、サブグラウンド、テニスコート)

体育施設を使用するときは、使用する日の3日前までに事務局に申し出てください。

なお、課外活動で定期的に使用する場合は、学期の始めに許可を受けてください。

○使用可能時間 8:30~22:00

(6) 談話・学習室

厚生棟1階及び2階、学生会館に談話・学習室を設けていますので、講義の合間の休憩、自主的学習・サークル活動、会合などに利用してください。

○使用可能時間 8:30~22:00 (月~金)

3 学生行事

本学では、次のような行事を計画しています。学生の自主的かつ積極的な運営を期待します。

(1) 大学祭

本学では、学生会を中心に実行委員会が組織され、令和5年度は10月21日(土)、22日(日)に「県大祭」が実施される予定です。大学祭には多くの地域の方などが来学し、大学公開の場にもなっています。

(2) 学生球技大会

スポーツを通じて学内活動を活発にし、学生間及び教職員との連携と親睦を深めるとともに、学生の意気を高めることを目的として、令和5年度は6月1日(木)に開催される予定です。

球技大会はクラスやゼミ・研究室等のグループ対抗で、ソフトボール、フットサル、3on3、ビーチボール、バドミントンなどの種目が行われます。

(3) 北陸三県大学学生交歓芸術祭

文化系サークルの対外的な発表の場で、毎年6月から11月にかけて開催され、富山、石川、福井三県内にある国・公・私立の大学及び短期大学が参加します。

管弦楽、軽音楽、茶道、写真など9部門で実施されています。

(4) スキー・スノーボード講習会

県外からの学生を主な対象として、スキー、スノーボードを体験、レベルアップしながら、学生間の交流を深めようというもので、毎年2月中旬～3月上旬に開催しています。

～富山県立大学の留学紹介～

本学では、次のような留学の機会を提供する予定です。

●中国・瀋陽化工大学交換留学【学部生は単位認定あり】

例年、夏期休暇中である8月下旬から9月中旬の約2週間に渡って実施され、本学協定校である瀋陽化工大学にて中国語・中国文化を学びます。期間を通して瀋陽化工大学の留学生寮に滞在し、日本語が話せる中国人学生チューターや教員が生活を支援してくれます。

(今後、状況の変化により中止する場合は、学生掲示板等でお知らせします。)

●米国・ポートランド州立大学語学研修【学部生は単位認定あり】

例年、夏期休暇中である8月中旬から9月中旬及び、春期休暇中である2月中旬～3月中旬の約3週間に渡ってそれぞれ実施され、富山県友好提携州であるオレゴン州に位置するポートランド州立大学にて実用英会話・アメリカ文化等を学びます。期間を通して現地家庭にホームステイし、アメリカ人学生アシスタントや現地担当者が生活を支援してくれます。

(今後、状況の変化により中止する場合は、学生掲示板等でお知らせします。)

※詳細については、学生掲示板等で周知いたします。

Ⅶ 留学生のみなさんへ

1 渡日後すぐのチェックリスト

(終了したら□をチェックしてください。)

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 在留カードの取得 | <input type="checkbox"/> アパートの入居手続き |
| <input type="checkbox"/> 住所登録(市役所、町村役場) | <input type="checkbox"/> 国民健康保険加入(市役所、町村役場) |
| <input type="checkbox"/> 授業料等納付 | |

2 奨学金

留学生の奨学金申請は、大学が選考し申請する方法と本人の希望により申請する方法の2つがあります。それぞれについて応募時期に該当者へ連絡します。

3 授業料等

所定の授業料・入学料その他の費用を期限までに納付してください。

(令和5年4月1日現在)

区 分	学 生		研 究 生
	学 部 生	大学院生	
授 業 料	535,800円(年額)		29,700円(月額)
入 学 料	282,000円		86,400円
入学考査料	17,000円	30,000円	9,800円
学研災・学研賠保険	4,660円	2,430円(博士前期) 3,620円(博士後期)	1,340円

なお、学生は、授業料・入学料の減免制度があります。

4 住居費の補助体制

工学部・工学研究科の学生で各課程に在籍を開始して1年以内の留学生、または協定等に基づき本学に在学している特別聴講学生・特別研究学生で在学を開始して1年以内の留学生を対象に、借りているアパートの住居費月額のうち、留学生負担額の半額(千円未満の切捨)または1ヶ月1万円を上限額として富山県立大学が補助します。ただし、正規課程、非正規課程合わせて本学での連続した在学期間が1年以内の学生に限ります。

5 医療費の補助体制

国民健康保険

日本での滞在期間にかかわらず、留学生は、国民健康保険への加入が必要となります。この保険に加入していると、治療費や入院費の70%が補助されます。ひと月の医療費が高額にのぼる場合には、自己負担の限度額も定められています。ただし、保険対象外の治療もありますので、歯科治療や入院の際などは特に前もって病院などで確かめておく必要があります。

6 アルバイト

アルバイトを希望する場合には、事前に、入国管理局で資格外活動の許可を受ける必要があります。留学生が資格外活動の許可を受けずにアルバイトをしたり、許可された範囲を超えたアルバイトをしたりした場合、罰則の対象となり、場合によっては、退去強制の対象ともなりますので、注意してください。

VIII 就 職

1 将来に向けて

就職に向けた準備は入学したその時から始まります。毎日の新聞やインターネットから情報を収集すること、保護者や友人などと将来の進路や生き方について話し合うこと、興味のある分野の企業情報を集めることなど、そのやり方は多様です。

進路に悔いを残さないためには、自分の性格や興味、特性や特技などを早い時期から知ることが大切です。そして、授業科目の履修に当たっても、そこから何をしようとしているのかなど、目的意識をもつてのぞむ必要があります。

また、大学院への進学も重要な進路の1つです。大学院へ進み、より専門的な研究活動や国際会議での発表経験等を経て、研究者・技術者としての知識と技術を深めることができます。

視野を広く持ち、教員や友人などとの豊かなコミュニケーションをとおして、自らの人間性や社会性を伸ばすことを心掛けましょう。

2 就職活動スケジュール

区 分	ポイント
工学部1年次生	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生活の過ごし方や勉強の意義を学ぶ ・幅広い教養に関心を持つ ・基礎的な学力をしっかりと身につける ・自分の適性等を知る
工学部2年次生	<ul style="list-style-type: none"> ・自己のライフキャリア（将来の生き方）を考える ・専門科目などを自分のキャリアプランに応じて選択する ・必要に応じ、コンタクトグループの教員やキャリアセンター等に相談する
工学部3年次生 大学院1年次生	<ul style="list-style-type: none"> ・自己分析を徹底的に行い、自分の進路をはっきりさせる ・インターンシップや、工場見学会などに積極的に参加する ・企業情報を集める ・社会情勢、業界の動向、時事問題などに関心をもつ ・就職指導担当教員、キャリアセンター等に相談する ・本学の進路ガイダンス等に参加する ・就職情報誌・インターネット等で資料請求をする ・就職活動をする企業を絞り込む ・就職セミナー、企業説明会に参加する ・志望先へ応募する（就職試験、面接等） ・進路に合わせた卒業研究を選択する
工学部4年次生 大学院2年次生	<ul style="list-style-type: none"> ・志望先へ応募する（就職試験、面接等） ・必要により学校推薦をもらう ・採用内々定をもらった企業を就職指導担当教員へ報告する ・採用内定を得る

3 就職サポート

キャリアセンターでは、学生のみさんの就職活動について様々なサポートを行っています。就職に関して、何でも気軽に相談できる場所として利用してください。

キャリアセンターホームページでは、就職情報や求人情報等を掲載していますので是非チェックしてみてください。

○富山県立大学キャリアセンターホームページ <https://tpu-career.com/>

IX 学 則 等

本学で学生生活を送るうえで知っておくべき仕組みや守るべき事項が、学則や学生規程等で定められています。

例えば、学則では修業年限及び在学年限、学期・休業日、試験、休学・退学など、学生の修学上必要な事項が、学生規程では学生が守るべき事項や学生団体（サークル）に関する事項が定められています。また、研究倫理規準では研究を行ううえで守るべき事項が定められています。

これらの規程等については、「富山県立大学規程集」としてホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

富山県立大学規程集URL：

https://www.pu-toyama.ac.jp/about/public_info/regulations/

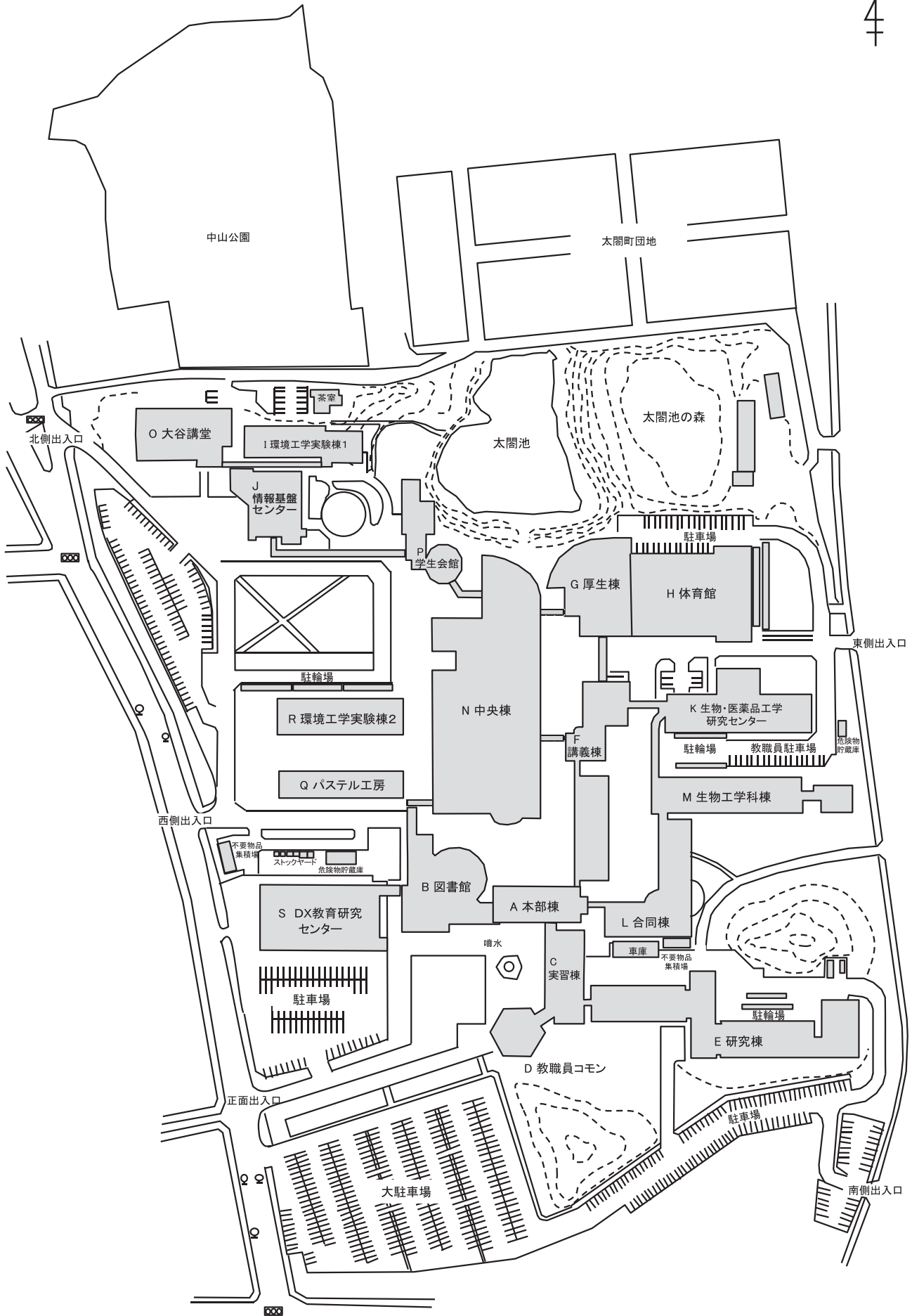
なお、本学の教職員に関する事項についても、学内ホームページに掲載しており、各教職員のメールアドレス等が確認できますので、メールでの連絡の際に役立ててください。

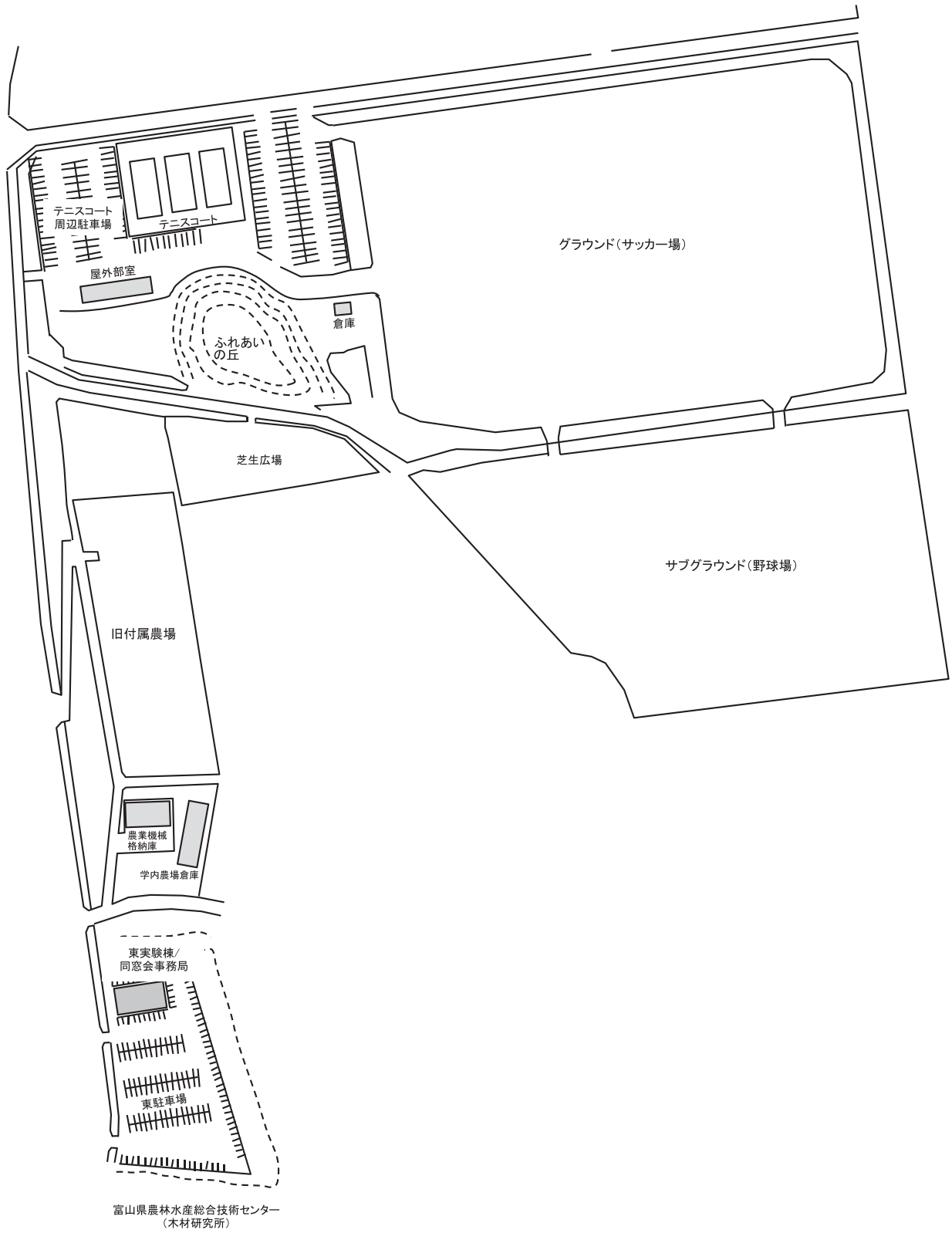
富山県立大学教職員名簿（メールアドレス）：

<https://tpuwww.pu-toyama.ac.jp/staff/staff.htm>

X 学内マップ

1 射水キャンパス施設全体図



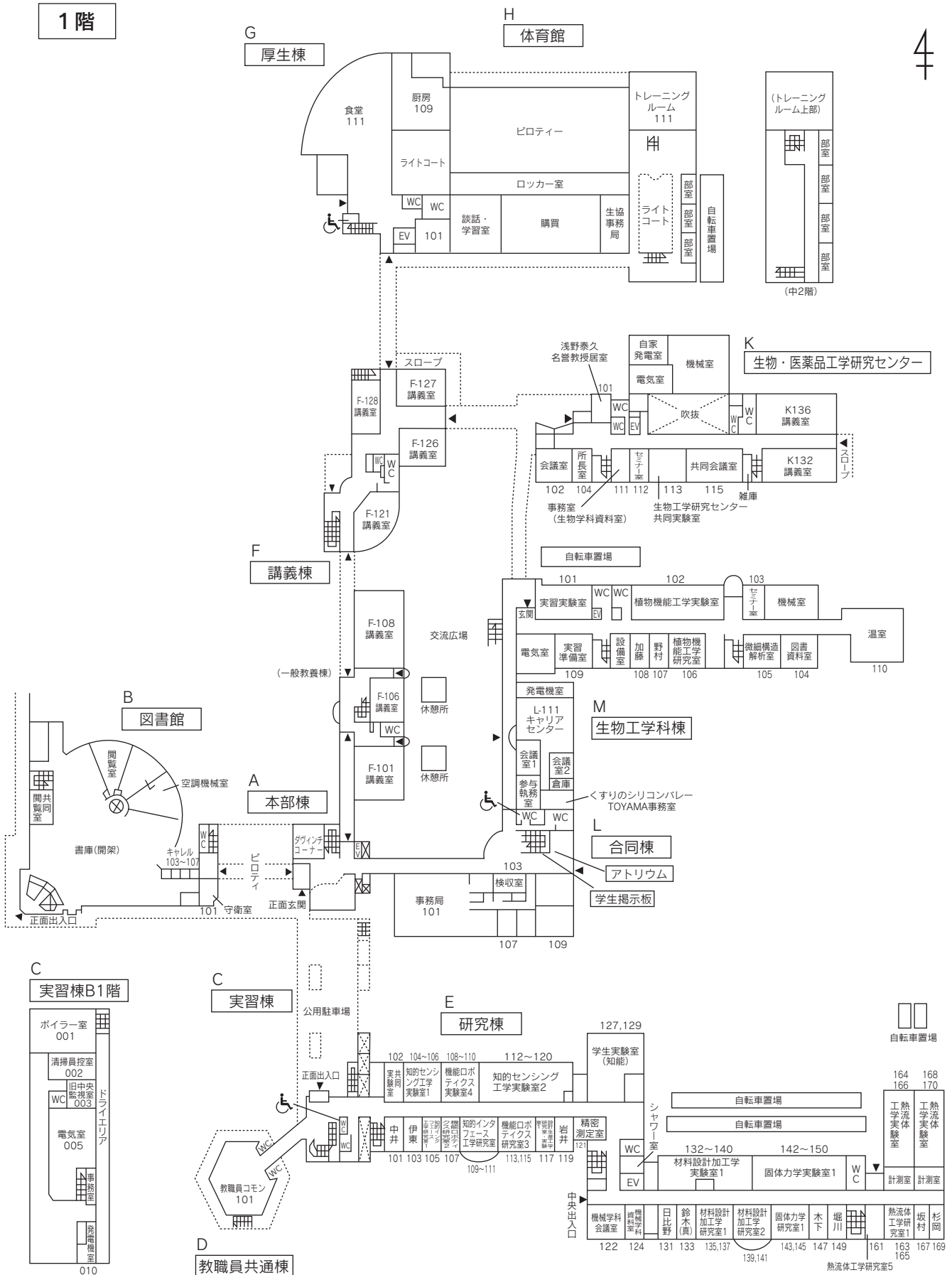


2 射水キャンパス建物見取図

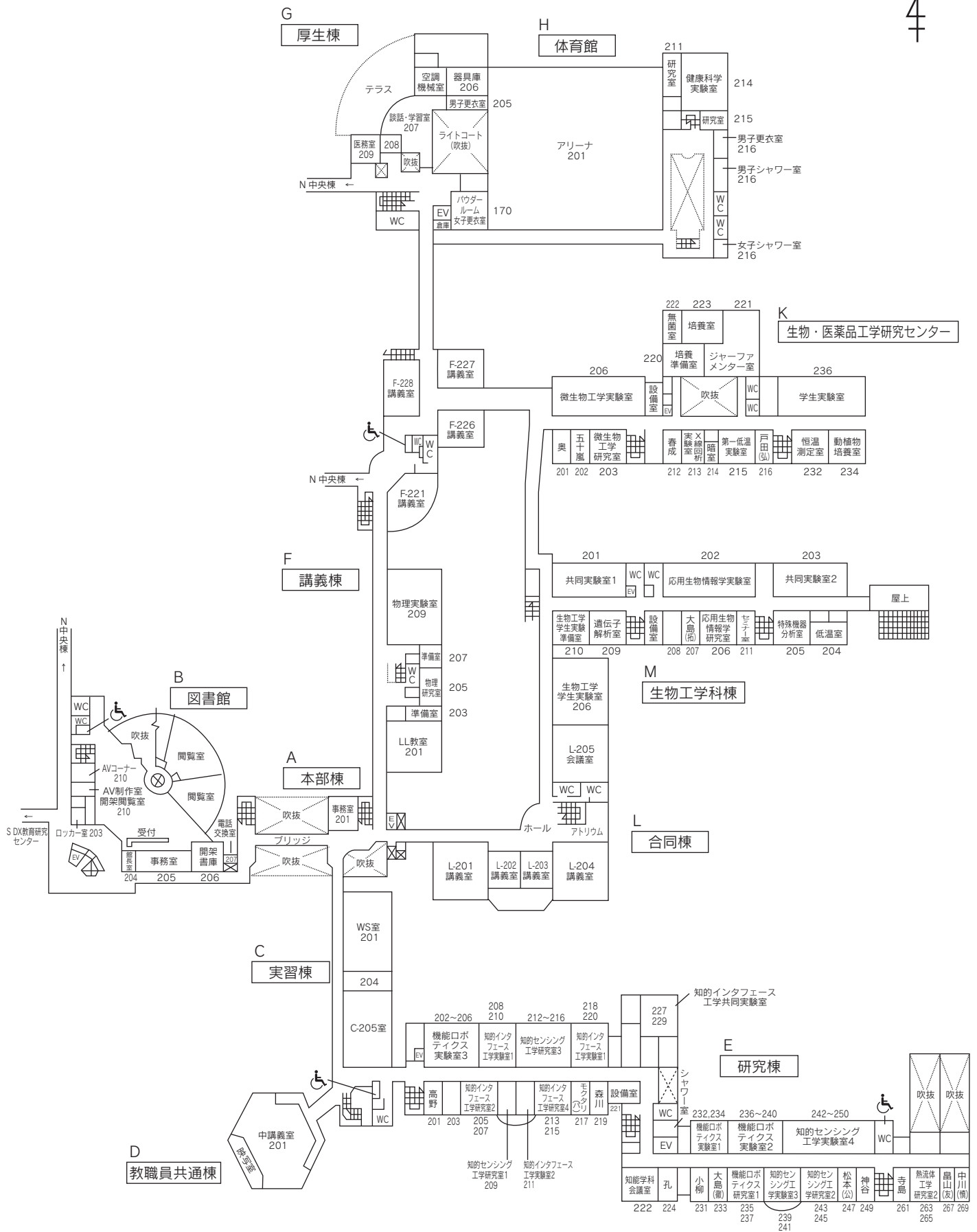
※数字は部屋番号
▲は出入口

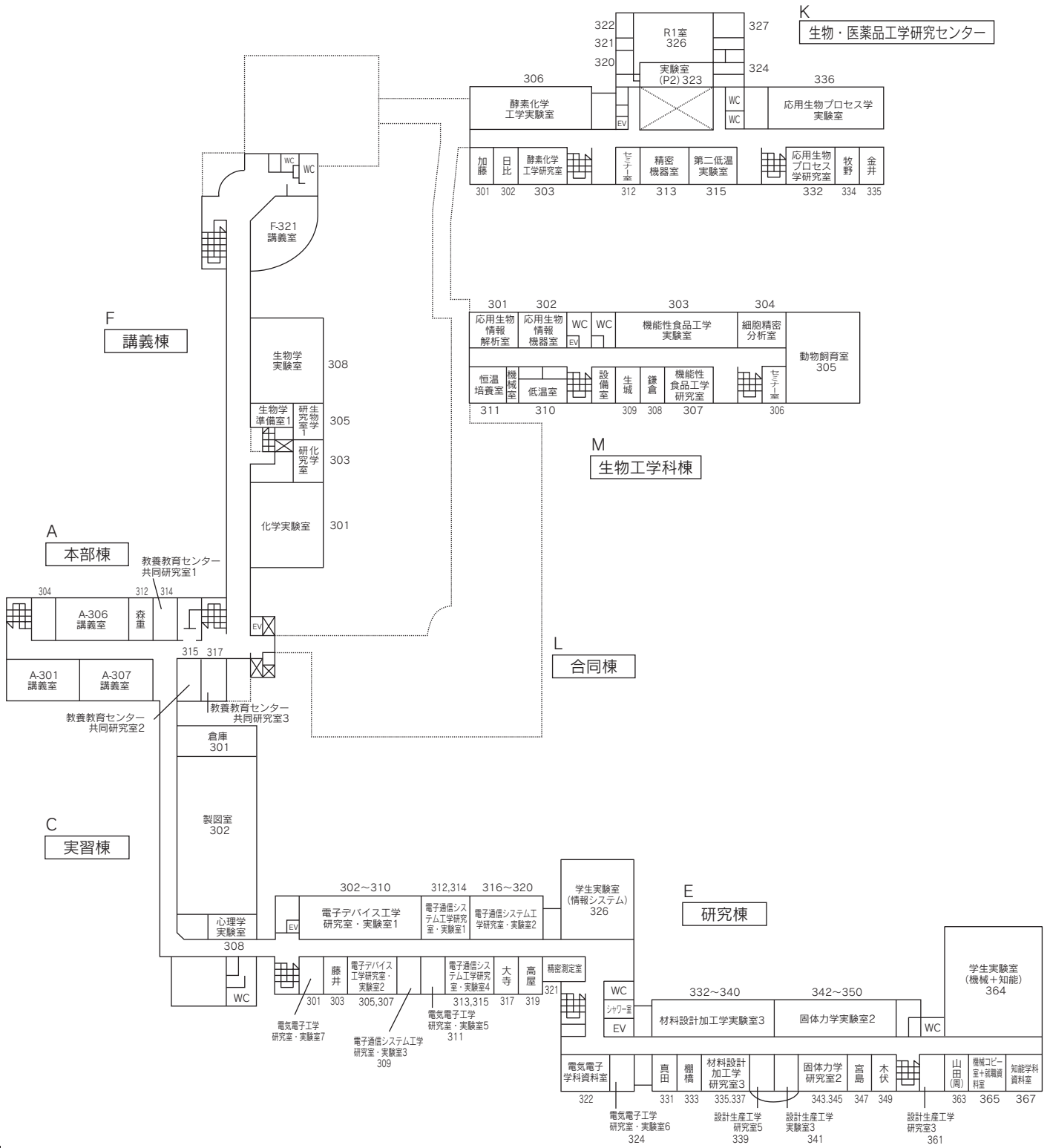
1階

4



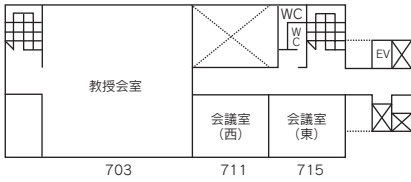
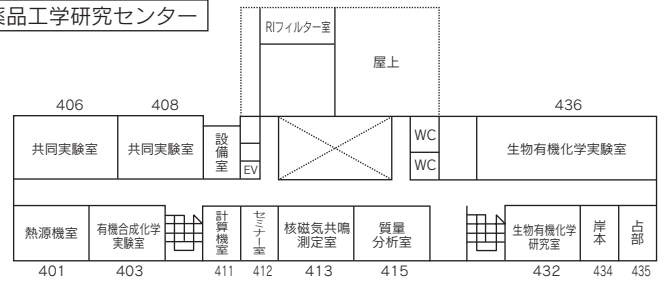
2階



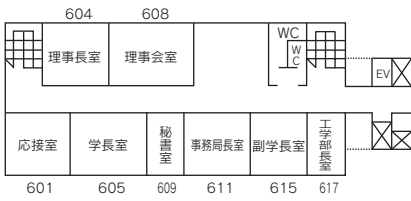


※数字は部屋番号

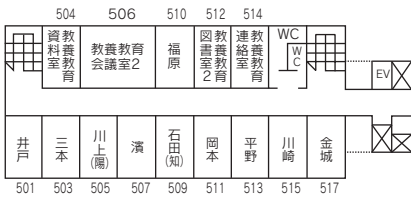
K
生物・医薬品工学研究センター



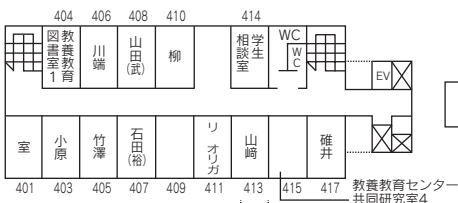
本部棟7階



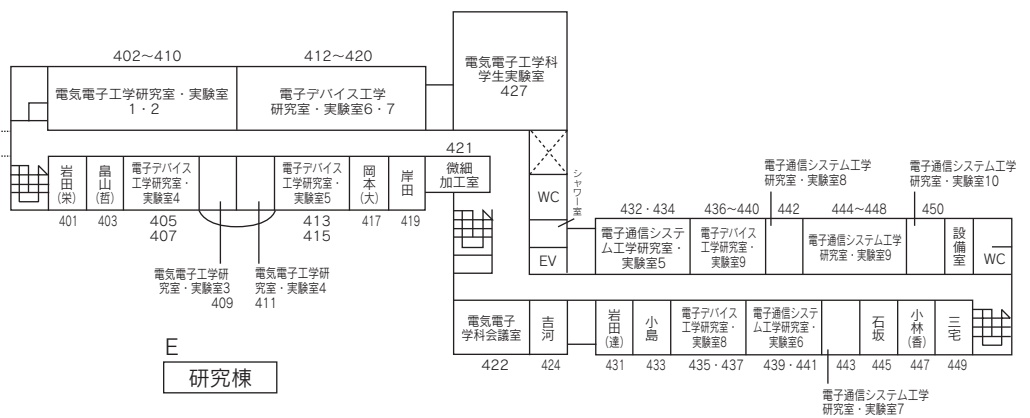
本部棟6階



本部棟5階



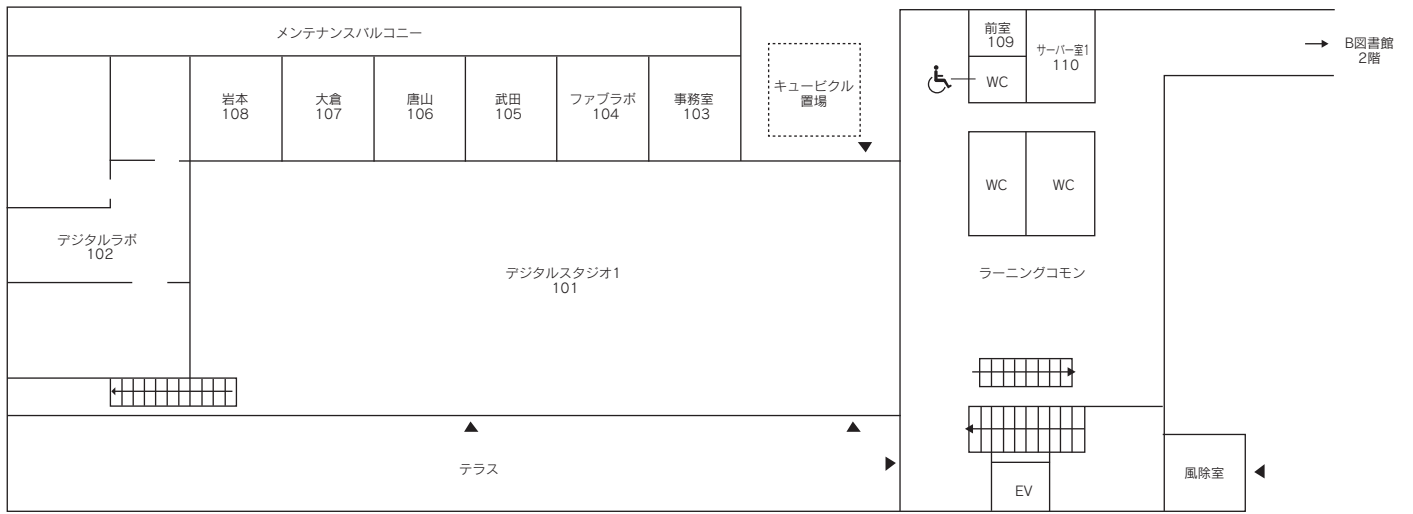
本部棟4階



4階

E
研究棟

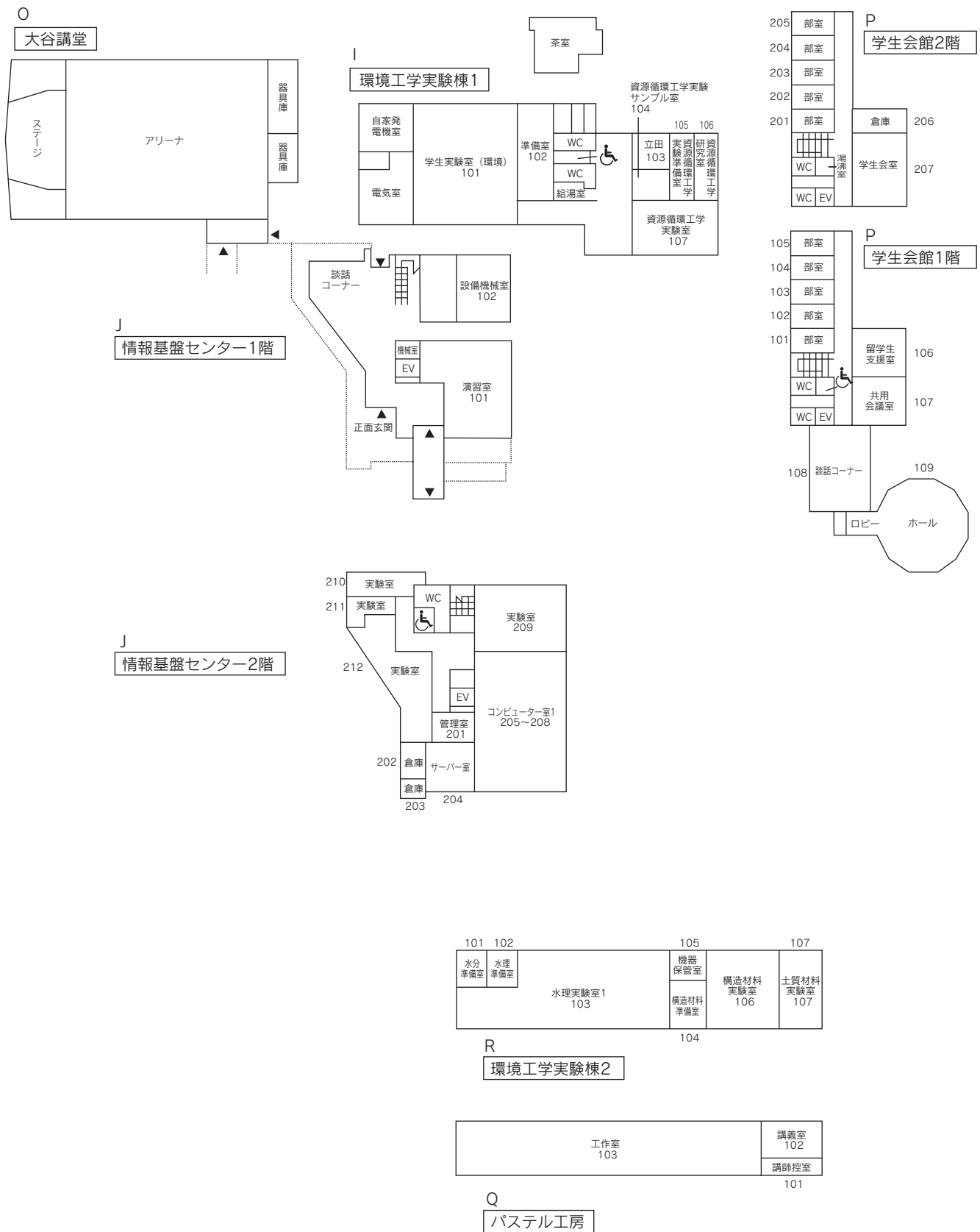
S DX教育研究センター 1階

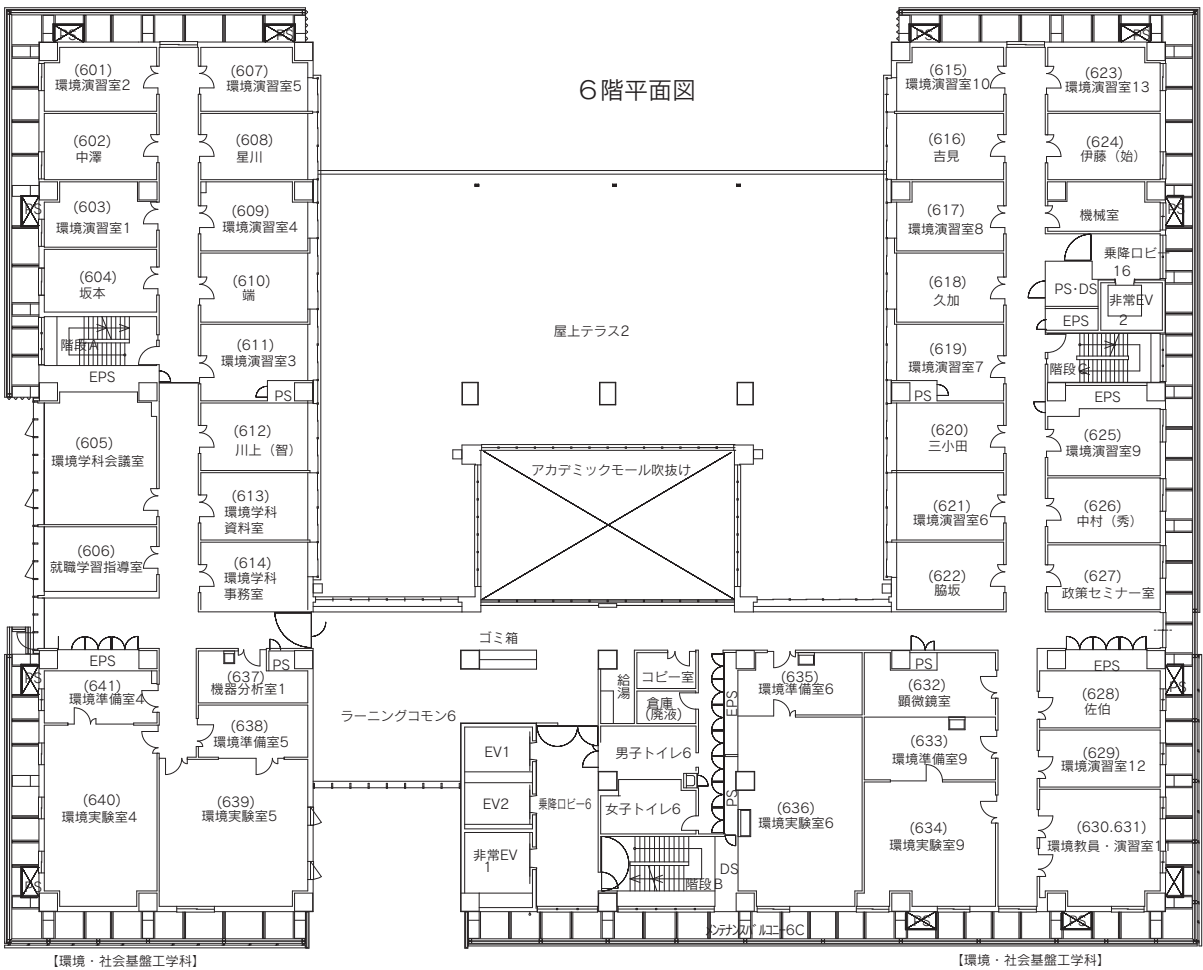
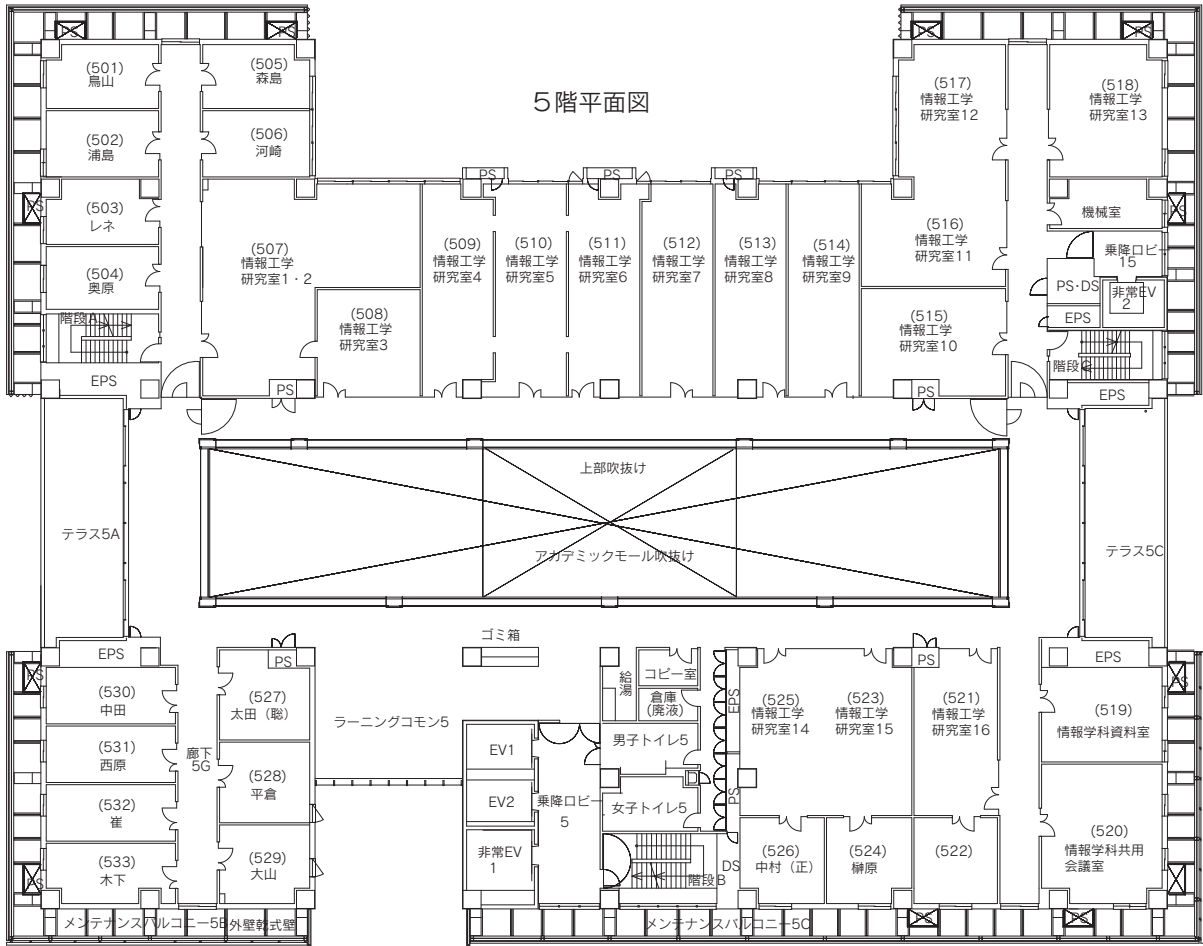


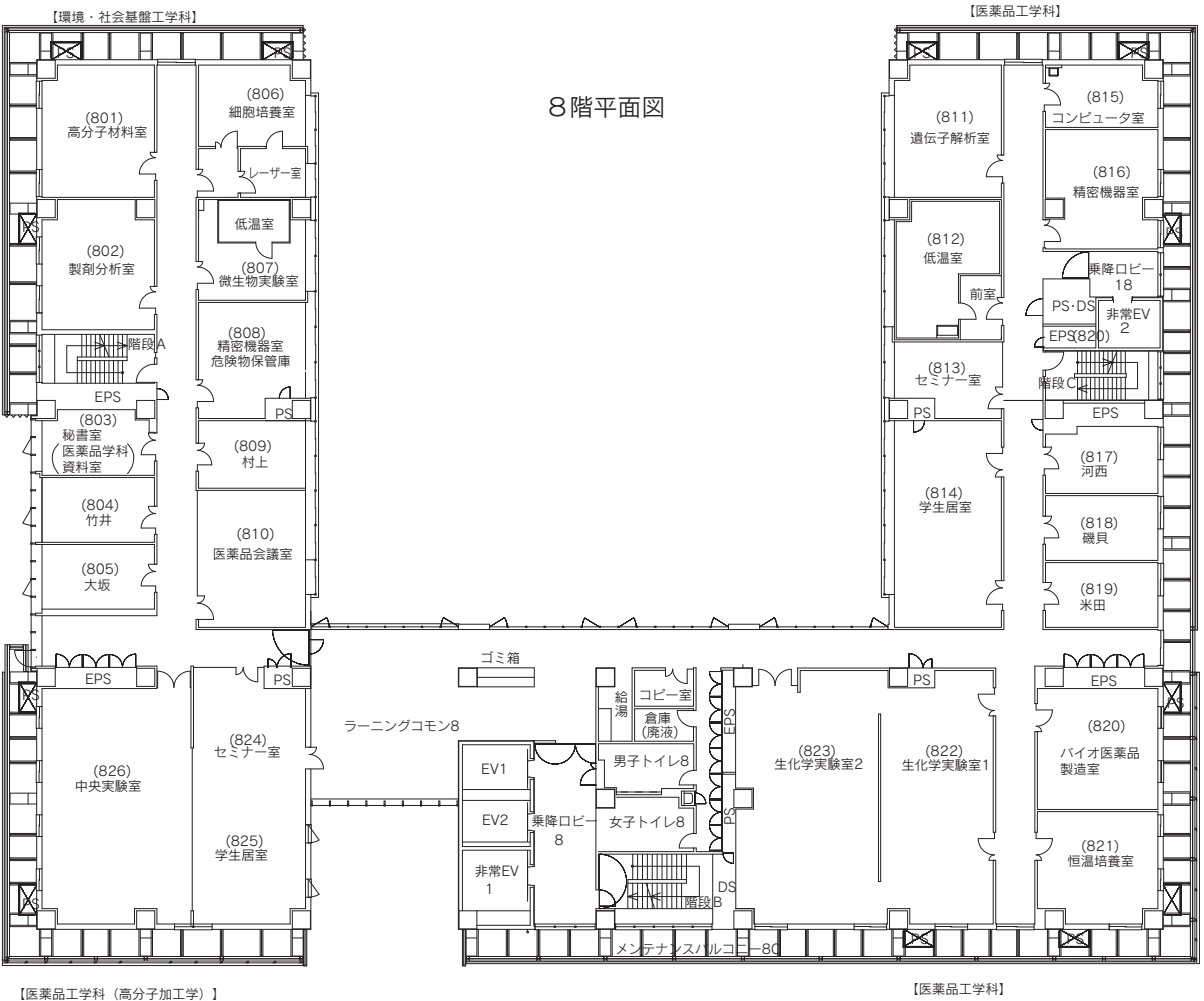
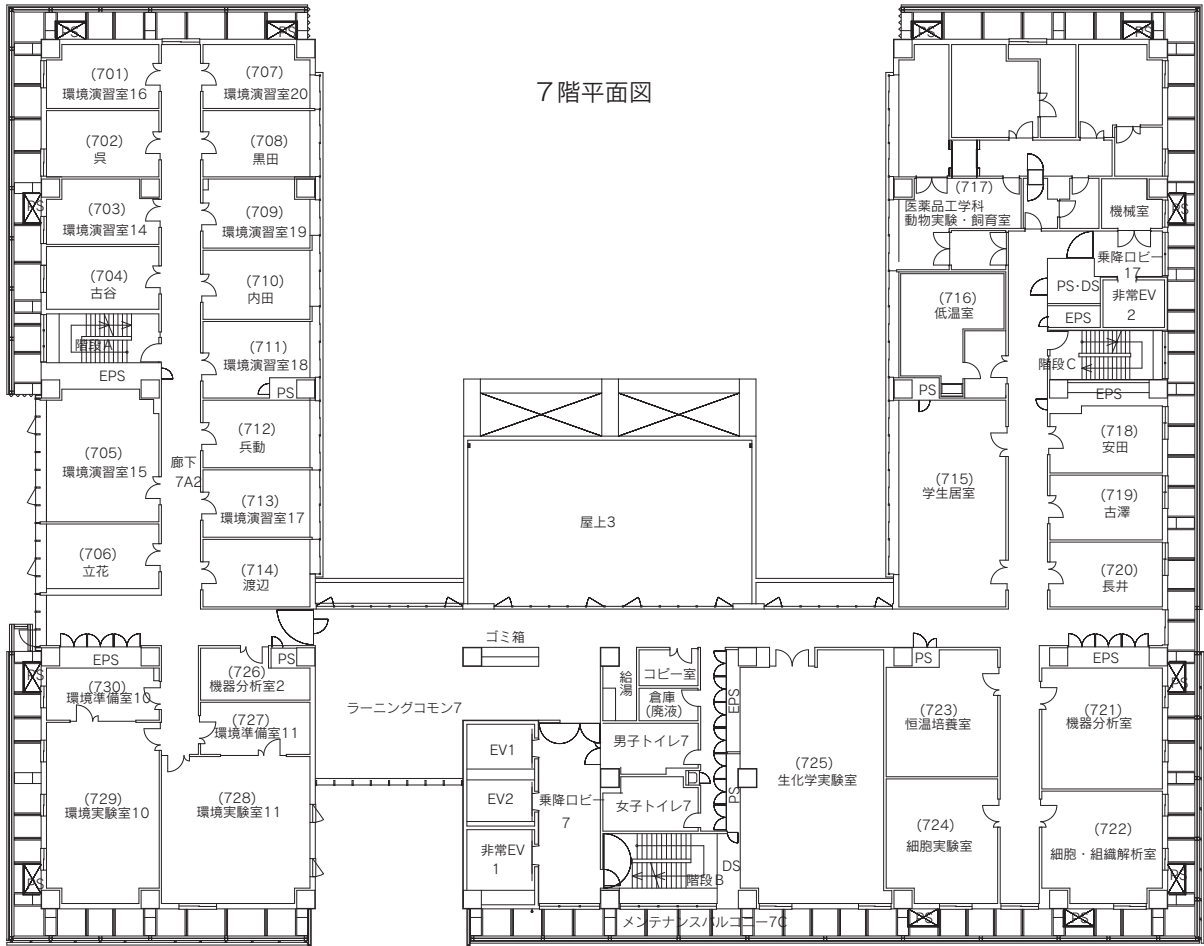
S DX教育研究センター 2階



※数字は部屋番号



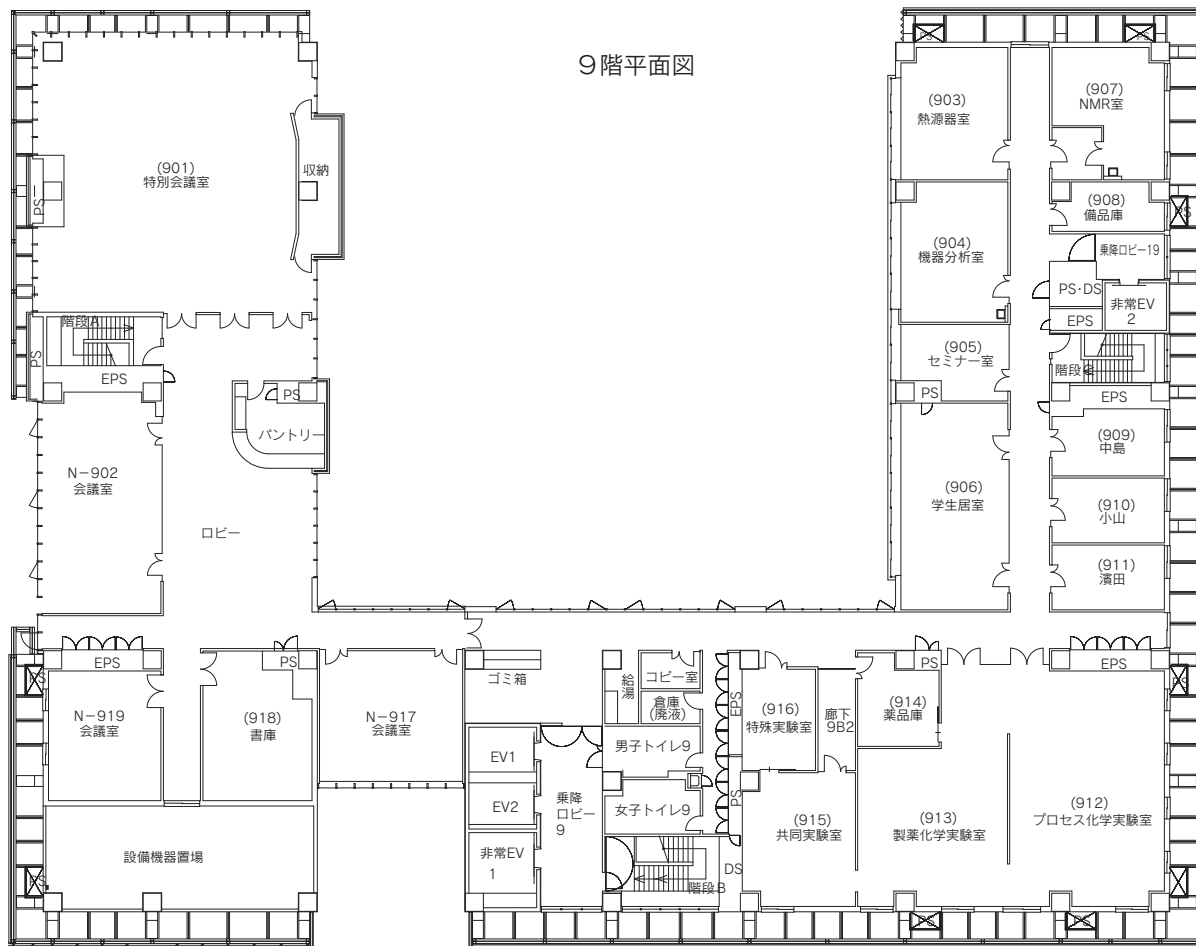




【医薬品工学科 (高分子加工学)】

【医薬品工学科】

9階平面図



【医薬品工学科】